

令和元年6月11日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小橋和彦	書記	沖美佑
--------	------	----	-----

令和元年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和元年6月11日 9時00分 開議

日程第1 陳情第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

令和元年6月11日
午前9時00分 開会

議長(小松孝年君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、陳情第1号から第3号まで、および第5号から第8号までを一括議題とします。

なお、陳情第9号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第1号から第3号まで、および第5号から第8号までについて、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長(宮川徳光君)

おはようございます。

今回、総務教育常任委員会に付託されました8件の陳情の審査につきまして報告致します。

なお、結果につきましては、配布の審査結果報告書のとおりとなっております。

このうち、継続審査となりました陳情第9号を除く7件の審査につきまして報告致します。

まず、全体的なことと致しまして、陳情第1号と陳情第3号につきましては同様の内容で、差出人が異なるというもの。また、陳情第7号につきましては、これら2件の陳情と内容的に反対の陳情となっております。

では、陳情第1号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についてですが。

内容は、皆さん目を通していただいとしたいと思いますので、そういった立ち位置で報告させていただきます。

委員からの意見と致しまして、この問題は自分たちも考えなければならないことではありますが、国の大きな問題でもあり、また国際的な、かつ難しい問題でもある。

また、陳情第3号と同じ内容、陳情第7号は反対の内容と、各団体からそれぞれの立場の主張の文書が送られてきていますが、相反する意見について深く審議することは現実問題として難しく、両方または一方を採択するというにはならないと思われるなどの意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第2号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書につきまして。

委員からの意見と致しまして、知事会での重い決断をしてやっているものに対し、知事会が間違っただけを感じている場合は別ではありますが、一町議会が追ってやるまでの必要はないように考える。

また、安全を求めるのは当然のことなのだが、国のことでありますので国会議員に任すべきと考える。内容的にも、先の3月定例会におきまして全国知事会の米軍基地負担に関する軽減の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるとの表題で、内容的には同様の陳情があり、不採択となっております。こちらもほぼ同様の内容となっており、不採択すべきと考える。

さらに、意見書の締めくくりの部分に、よってからでございますが、土佐湾沖およびオレンジルートでの訓練中止を米政府と米軍に求めるよう強く要望するようになっており、高知県沖の訓練の中止までは求められないのではなどの意見がありまして、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第3号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についてですが、陳情の内容は陳情第1号とはほぼ同一の内容となっており、意見からの意見も同様に、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第5号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてです。

この陳情の要旨は、現在運用中の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年度末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策の充実強化を望み、新たな過疎対策法の制定を求めるものです。

委員からは、黒潮町の全域が過疎債の対象となっており、過疎対策はこれからますます必要となってくる。10年ほど前に過疎対策として、ハード面だけでなくソフト面にも資金が利用できるようになっており、使い勝手が良くなっている。ぜひ更新をしてもらいたいとの意見があり、採決の結果、全会一致で採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてです。

委員からは、地方と都市とでの一律の賃上げは、地方側の事業者負担が大きく、また物価の上昇の恐れが大きいなど無理があると思われるなど、単純な話にはならないとの意見がありました。

また、昨年、平成30年9月議会で、国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そして、それを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書の採択を求める陳情として同様の陳情有あり、不採択となっています。

これらにより、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第7号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についてですが。

この陳情は、冒頭申し上げましたように、陳情第1号と第3号の内容とは反対の内容の陳情となっています。

委員からの意見と致しまして、陳情第1号と第3号にも同じような内容を申し上げましたが、この問題は自分たちも考えなければならないことなのですが、国の大きな問題でもあり、また国際的な、かつ難しい問題でもあります。

また、陳情第1号および陳情第3号とは反対の内容で、各団体からそれぞれの立場の主張の文書が送られてきているが、相反する意見について深く審議することは現実問題として難しく、両方または一方を採択するというにはならないと思われる。

これらによりまして、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

続きまして、陳情第8号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についてですが。

委員からの意見として、この勧告で誤解が生じ、さらには差別意識を生みかねない発言だとして、勧告は撤回してもらいたいとの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択とすべきものとなりました。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

議長(小松孝年君)

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第1号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についての質疑はあり

ませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第1号の質疑を終わります。

次に、陳情第2号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第2号の質疑を終わります。

次に、陳情第3号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第3号の質疑を終わります。

次に、陳情第5号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第5号の質疑を終わります。

次に、陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第6号の質疑を終わります。

次に、陳情第7号、普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第7号の質疑を終わります。

次に、陳情第8号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第8号の質疑を終わります。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、陳情第1号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

私は、陳情 1 号に賛成の立場での意見を述べます。

すいません、のどがからからですいません。

沖縄県民は、ずっともう今まで、民意としては辺野古新基地への建設をずっと反対しています。それは知事選にも出てきましたけども、この間県民投票でも、その民意が示されています。

辺野古の新基地というのはほんと、これから 200 年以上続くという新たな基地になってますので、こういうものを沖縄に造っていくということは、今までほんとに苦しい思いをして沖縄の方がやってきたのに、再度そういう民意を踏みにじって政治がもう続けている。

そして、あそこの辺野古っていうのは地盤も軟弱で大変お金の掛かるようなところですが、土砂をどんどん投入したりしてます。

やはり、政府はアメリカに顔色を向けるんじゃなくて、国民に顔を向けていく。国民の意見を尊重していく。そういう立場にあると思う。

私は、沖縄県民は日本の、国際問題だから大変だとか、何か委員会であったんですけど、やっぱり私たちが自分たちの問題として考えて、辺野古に新基地造るのは反対の意見を、手を挙げなきゃいけないと思います。

議長(小松孝年君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 1 号の討論を終わります。

次に、陳情第 2 号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

陳情第 2 号は、前回の議会にも出てたと思うんですけども、日本の空はやっぱり日本国民のもので、日本政府はきちっと守っていかなきゃならないんですけど、オレンジルートというのはなかなかそれが守られてなくて、いろいろ高知県民にも問題を起こしてます。

日米地位協定というのは、知事会も、日本国というのは独立してんだからアメリカにきちっと物を言えなきゃいけないし、日本の国民の立場に立ってやらなきゃならないんですけど、日米地位協定っていうのは日本政府がアメリカに言えないような内容になってるんですね。沖縄で事故が起きても、●そして、なかなか日本の空を守るということができにくくなっています。

そういう点で、日米地位協定の抜本的改定を求めるという全国知事会の意見を尊重して、私はこの陳情 2 号に賛成します。

議長(小松孝年君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第2号の討論を終わります。

次に、陳情第3号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

宮地君。

9番(宮地葉子君)

内容も先ほど、1号とおんなじですので述べませんけども。

先ほど言えば良かったですけど、1号、3号、おんなじ。大体趣旨は一緒ですので、それに基づいて賛成の意見を述べます。

議長(小松孝年君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第3号の討論を終わります。

次に、陳情第5号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第5号の討論を終わります。

次に、陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

宮地君。

9番(宮地葉子君)

私はこの陳情6号に賛成の立場で討論しますけども。

私たちは、ほんとに8時間働いて、普通の暮らし、そんなに贅沢できなくても普通の暮らしができる。そういうものを国民は求めているし、そういう権利もあると思います。

でも、今、なかなか最低賃金が低くて、8時間以上か12時間も、12時間働いても苦しい生活をしてる人も。

陳情書にありますけども、労働者の4人1人が年収200万以下と、ほんとにそういう苦しい状況に置かれてます。

そういう中で政府はですね、2,000万、30年の間に貯金しなさいとかって言ってましたけど、年金で食べていけませんよと言いますが、年間200万以下でなかなか2,000万の貯金はできない。そういう実情が今ありますよね。年金でも、やっぱり実際食べていかなきゃいけないですけど、まず最低賃金で保障して、もっと上げてあげて、底上げをして内需も拡大していかなきゃならないし、労働者の権利を守って行って、地方の暮らしも、もちろん都会の暮らしもですけど、そういう日本にしていかなきゃならない。8時間働いたら普通に暮らせる、そういう世の中にしていかなきゃならないと思って。

最低賃金は絶対に低いので、値上げしなきゃいけないと思っています。それで賛成します。

議長(小松孝年君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第6の討論を終わります。

次に、陳情第7号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第7号の討論を終わります。

次に、陳情第8号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

宮地君。

9番(宮地葉子君)

私はこの意見に反対です。

というのが、もちろん沖縄県民は今、日本国民ですよ。それは当然のことなんです。

先住民族の権利っていうのは、れっきとした沖縄にも歴史があって、琉球という独立した国があって、独立の文化もあるし歴史もあるし、それから民族、習慣もあります。言葉も本来は違っていましたよね。そういうものは、私は尊重していかなきゃならない。

だから、それを尊重するからって、沖縄の方が日本国民じゃないということはないわけですよ。そういうものを尊重しながら、私たちはみんなの持ってた今までの歴史みたいなものは保存していかなきゃならないと思うんです。

というのが、少し例としては適切じゃない、ちっちゃいことになりますけど。

佐賀と大方が合併しましたけど、これは対等合併ですから吸収されるということはないですけど、やっぱり佐賀には佐賀の、それなりの歴史があるし習慣もあります。大方には大方があります。それはどちらも尊重し合って、大事なところは残していくし、今後も引き継いでいかなきゃならない。

沖縄にはそういう独特のがありますからそこは残して行って尊重して、何もかも同化するんじゃない、そうしながら共に日本国民としていく。それを私は、沖縄県民皆さんとは言いませんけど求めているんじゃないかなと思います。

この意見については、この採択に反対です。

議長(小松孝年君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第8号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承をお願いします。

初めに、陳情第1号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についての採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、陳情第1号を採決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数です。

従って、陳情第1号は、採択しないことに決定しました。

次に、陳情第2号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、陳情第2号を採決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数です。

従って、陳情第2号は、採択しないことに決定しました。

次に、陳情第3号、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、陳情第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第3号は、採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第5号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第5号は、委員長のとおりに採択することに決定しました。

次に、陳情第6号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを採決します。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、陳情第6号を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数です。

従って、陳情第6号は、採択しないことに決定しました。

次に、陳情第7号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

それでは、陳情第7号を採択することに賛成の方は挙手お願い致します。

挙手少数です。

従って、陳情第7号は、採択しないことに決定しました。

次に、陳情第8号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についての採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。

従って、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

それでは、令和になって初めての、議会の中の一般質問の一番最初に発言できる機会をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から発言をさせていただきます。

1 番目にですね、遺族会、忠魂墓地、平和公園についてで質問致しますが、実はこれ、私、平成 25 年から実は質問をしてきております。その当時から、町長は前向きの答弁をいただいております。私がですね、これ何でこの問題について疑問を、今までの、地域において、あるいは国内において、どうして前向きに進まないかなということを経験していろいろ考えておりましたけど、ちょっとまた改めてこの資料を見直してみたいんですが。

当時、アジア太平洋戦争の関係ではですね、大変広範囲の間へ日本は戦っておりまして、小さな国がですね、少ない人数のところ、前線戦区域を広げていった。後方の支援が届きにくい状態にあったところ、前線乗り切ったところへ、やっぱり戦って、悲惨な状況が生まれておりますが。満州のノモンハンという所、改めて地図を見ましたら、これはもう、中華民国と満州国、モンゴル、ここら辺りの国境地帯ですね。それをずっと東に見ていくと、ハバロフスクという所になるんですが、それだけ遠く。相手は戦車、こちらは生身の体。大草原の中ですね、太平洋みたいな草原が広いわけです。そこで戦車と戦って、勝つということはなかなか難しいです。しかも、補給が十分でない中で、悲惨な戦いに終わったわけです。

それから、インパール。これは、インパールーコヒマの戦いで、これはもうインドへ入っておるんですね。そこなんか、食べ物はない、医薬品はない、武器弾薬はない、後方支援がないという中で、これはね、病気で大部分がやられた。そういったことになっておりまして。

それから、あとこう南へ下がったときには、ガダルカナル。これは、オーストラリアまで下がっていくんですね。オーストラリアの東まで。大変広い間で、苦しい思いの中で、戦死をされていった。

ただ、この戦いの中で、その戦死というよりも、そういった方もいらっしゃいますが、飢餓、飢えとか病氣。それから、船の中での、輸送船の中での、船を撃沈されておりますので、多く。そういった方々の、死亡が大変多いということが、私が見た資料にはそう記されております。

ガダルカナルの戦いっっちゃうのはですね、昭和 18 年で、この時を境に戦局は極端に変わりまして、負けに続く負け。ここで、本当は手を挙げて降参しておけば、これほどの悲惨な、尊い命を奪われるという、そういうことはなかったということを遺族の方が私に申されたことがあります。

その後ですね、ガダルカナルのときは、船にしても、アメリカの半分程度、総トン数はあったわけですが、フィリピン作戦の当時になってきたら、アメリカの船に対してたった 25 パーセントぐらいの船しかなかった。これはもう戦える状態ではなかったんですね。本来、このときに完全にもうやめておけばよかったんだがそうならないところに、昭和 19 年からこちらで、ものすごい数の戦没者を出しておる。これは私の見た資料でございまして、この資料が間違っておればいけません、この資料が正しいとすれば、そういうことを記されております。

そして、1944 年ですかね、この 19 年のときが大方 9 割ぐらい亡くなっておる。そして、台湾、中国とかベトナム、インドネシアなど合わせて、総計で 1,900 万人以上亡くなっておる、ということのようです。

これは私がですね、一定この質問をするについてちょっと前置きさせていただいたのは、要はこれは命令によって起きたことなんです。命令です。命令があって、戦争に行った。結果として、大変多くの方の人命が亡

くなった。

そこです、私が何か所か見せていただいた、戦没された方の慰霊碑などを拝見しますと、まず、遺族会の皆さまの名前で、忠霊碑とか忠霊塔、そういう碑を造られている。不思議なことに、行政がそれを造って、その霊を供養しておるといふところは見たことがございません。ただ、高知市については、平和の礎ですかね、平成に入ってから1カ所造っておりますが、これは何でそういうことなのか。戦いにするにはさまざまな条件があつて、戦つた。しかし、一人一人の人、人間というのは、命令があつて行つた。これは、先ほど申しましたように、もう勝てる見込みがない、負け続けておる中にでもですね、あたかも戦争に勝つたかのような情報を流し、それで、戦いに行け、戦いに行けの命令が繰り返されて、これは何かおかしい。何で、そういう命令を発したことに対する、せめての心があれば、私は、行政がもう少し、この尊い命を失つた方、ご遺族に対して、思いやる心があるべきであると。あつて当然であると。

ノモンハンにしてもインパールにしても、現地作戦本部の司令官は死んでないんですよ。逃げ帰つちゅう。命令した人が生きて帰つて、命令を受けた方が尊い命を失つておるのに、このような状態でいいのかなど。

そういった考えがございますので、町長はずっと私よりたくさん勉強されておると思いますので、いろいろな深い考えもおありと思いますが、平成30年12月議会後、遺族会とどのような協議しているか。

その進捗(しんちやく)を問います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、矢野議員の遺族会との協議についてのご質問に答弁させていただきます。

これまで議会答弁を通じて報告させていただきました、事前協議ならびに直近の協議におきましても、各支部ともにご苦労されております個別事由はいくつかございますけれども、課題の根幹は、各支部ともに高齢化に伴う弱体化でございます。正会員登録がなくなった時点で、解散、もしくは活動休止、これを総会で決定された支部もございまして、今後の方向性についての協議にあまり時間的猶予がないというのが現状です。

町と致しましては、今までの枠組みで各支部にご活動いただけることが望ましいとは考えておりますけれども、各支部からは、将来的にはかなり困難であるのご意見をいただいているところです。

そのような厳しい環境下にあつても、私たちが目指さなければならないのは、いかに各支部の活動を継続、もしくは継承すること、これが目下最大の課題です。直近の協議では、日本遺族会の支部としての存続が難しいということであれば、事前の策として、例えば支部の統合であったり、あるいは独自の枠組みでの存続、こちらについて、町としても意見を述べさせていただいたところです。

次回協議に、これまでの協議を整理し、議論のたたき台を用意をして、着地に向けた提案をさせていただきたいと考えており、協議にはまだ、今しばらく時間を要するというのが現状です。

議長 (小松孝年君)

矢野君。

8番 (矢野昭三君)

遺族会とのお話の経過というのはそれで分かりましたが、何といつてもお年をめされておりますので、そういった方々が困らないような行政を執行していただきたいと思うわけです。今は、私の方もそれしか言葉がございませんが。

あとですね、忠魂墓地と平和公園のことですが、忠魂墓地も、なかなか拝見するに荒れた状態でございます、これは困つたもんじゃ。国のために命を失われた方のお墓が守れないような状況に陥つてき

た。

実はですね、私なりの一つの提案をさしてもらいたいがですが。

内務省が昭和22年5月3日にですね、団体解散令、それはGHQからの命令によるものですが、元は。そういう団体解散令を発して、告示をしております。これは町内会、部落会、隣組などを解散せよというものです。そのときに、部落会の中にはそれぞれ区長がいたわけで、区長も廃止と。そういった制度でございまして、その部落でやってきたことはすべて、行政、町が執行するということがあったわけです。部落のことは全部行政、町がやるんだよと。

そのときに、区長がいなくなったもんだから、駐在員を置いたわけですね。駐在員制度。駐在員は全部区長に代わって、その部落の仕事もこなしたわけですね。その、私はね、区長さんがなくなって、駐在員をできました。それは法に基づくものです。今でもありますよ、ちゃんと。この駐在員というのは、町の特別職であると。これは昭和26年の行政実例に出てます。現在も、六法を見れば出てます。ただ、その後廃止になったというような話も聞いておるんですが、これはですね、町がそういう制度を、黒潮町が駐在員制度を作ればいい。作って、そういう方に墓地の管理をお願いすれば。現在やってるところをやめてということじゃないですよ。現在それぞれの地域で、できておるところは、それはそれで引き続きお願いしてやってもらうんだけど、私が先ほどから言ってますね、行政が責任を果たさないかんという。行政の姿が見えないんですよ。だから、召集令状は、持って行ったのは、この町なんです。だから、そういった、そして、陸軍、海軍等の命令を知事が受けて、伝達を市町村にし、その伝達をまた市町村が各部落へしていった。それは歴史的な事実でありますので、時間は経っておっても、やはりそれは現在の町の運営をつかさどる黒潮町の責任において、私はやるべきであるというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

それとですね、この平和公園についてでございますが。平和公園については、広島市の平和公園がございしますが、広島市のその公園についてもですね、これは24年、昭和ですよ、広島平和記念都市建設法という、これ法律を作っちゃるんです。昭和24年8月8日、法律第219号ということで。この目的はですね、この法律は恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とすると。こういう、これ都市計画法の中に組み込まれておるわけです。この法は、ほんで、この中には広島市長の責務というもんもきっちり規定されております。

私は、こういったものでやっていくことが、その責任を果たすということでは当然のことやと思ひようわけですね。ただこれはですね、空襲を受けたというのは、全国ずうっと受けておるんですね。都市は。何も広島に限ったことではないです。ただ尊い命が失われたという点では、それは大変なことですので、これはこれとしてあって、僕はしかるべきの話やと思うんですが、ただ、命令をした。命令があって、負け戦と分かったところへ行行って死ななければならぬ。こんな苦しいことがあったわけですので、そういった方たちの霊を弔う。霊を供養する、供養さしていただく。そういうことが、私は行政の中にあつてしかるべきと。命令を出した方の責任を明確にすべきであるというふうに考えておりますので、こういうような、一方で法律があるので、私は黒潮町条例なんかを、こういった平和公園に関する条例、例えばですよ、作って、恒久の平和を願う。そういうことをしていくのが、この繁栄の最中にある私たちの務めではないかなと思っております。

町長、このへんについてはですね、できる範囲でご答弁いただきたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

幾つかご指摘をいただきまして、まず、これまでもずっとご指摘をいただいております、まず墓地につきまして。この墓地につきましては実態調査を終えておりまして、幾つかに分類分けがされます。

一つは、まず遺族会が現状管理をされているもの。

それから、遺族個人の納骨堂や他の墓地へ移設されたもの。

それから、地元に遺族ご不在で管理不十分となっているもの。

それから、全部個人の墓地に移設し、現在忠魂墓地としては存在をしていないと。こういったことに分けられるということになっています。

3支部の総意ということではございませんが、ある支部からはですね、あくまでも個人的な問題であって、遺族が管理していくべきであろうというようなご意見もいただいております、できれば、各支部の総意として一つの見解を取りまとめたいと思っておりますので、少し、もう一步踏み込んだ議論が必要であろうかと思っております。

その上で、恐らく議員からいろいろご指摘いただいているその主旨というのは、まず、時間的猶予のこともあろうかと思えます。その上でプラスして、いわゆる行政が一步踏み出しづらい政教分離の課題、こういったものもあろうかと思えますけども。こちらの方は、もう国立追悼施設の協議の中でいったんクリアはできている問題と考えておりまして、まずは、遺族会としての総意、これのとりまとめ、それから住民にコンセンサスをどう取りつけていくのか。こういった作業を丁寧に踏んでいけば、僕は越えられる課題だと思っております。

それから、平和公園についてのご指摘もございました。大変悲惨な体験を強いられたあの先の大戦におきまして、全国各地でいろいろな犠牲が出てるわけですけれども、とりわけ原爆投下という広島、長崎における悲惨な状況を、先の大戦を振り返り反省する象徴として、あるいは、今後戦争を起こさない、その平和の象徴として、その2都市については特別な法律を設けて、広島においては平和都市、長崎におきましては国際文化都市としての後押しを国が全力でやるという、そういった法の体系になっていると思えます。そこには、ご指摘いただきましたように広島市長、ならびに長崎市長の責務がうたわれています。一生懸命やりなさいということです。

最初の答弁でも申し上げましたが、今後の遺族会の活動をどう継続、もしくは、その形のまんま継続できないとするならば、その活動をどう継承していくのかというのが大きな課題です。その全体像がまず方向性として取りまとめられて、その上に、その中に、例えばこれまでご指摘されている追悼の碑のことであるとか、そういったことを順次整理をして、全体として取りまとめをさせていただきたいと思えます。

繰り返しになりますが、やはり遺族会のご意向というのも大変重要でございまして、できれば、3支部ございますが、3支部の総意として、取りまとめたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

前向きなお話で、それはそれでありがたいことですが、それはいつですかね。

このカッコの2番、令和元年こそ決断のときであり、その見通しを問うでございまして、町長、今の話、いつごろのようにお考えですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の質問に答弁させていただきます。

まずは、繰り返しになりますが、遺族会の将来的な方向性についての詰め協議を行いたいと考えております。これまでもご質問いただいております墓地の管理や、追悼の碑の建立等は、その方向性に沿う形で検討してまいります。

なお、ご質問いただいておりますように将来的な墓地の管理についての不安や、追悼の碑の建立についてもご意見をいただきながら協議を進めているところでありまして、ご指摘いただいておりますタイミングとして令和元年度にすべての方向性が決定できるかどうか、現段階ではそこまでの言及ができるまでには至っていないというのが現状です。

しかしながら、先ほどから繰り返しになりますが、時間的猶予が十分にあるという現状ではございませんので急ぎ協議を詰めたいと思います。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

はい、分かりました。

それではですね、2 番目の行政の説明責任等について、質問致したいと思います。

1 番目の、30 年のというのは平成という意味ですが、30 年 12 月議会の答弁、副町長の答弁でございますが、行政の職員としまして、説明する能力、コミュニケーション能力を高めることが必要だというふうに考えてございます、と発言をしています。どれくらい能力を高めたか、問います。

ただ、前段としてですね、このコミュニケーションと、カタカナで話されたわけですが、このコミュニケーションというのは、漢字に直したらどう書くんですか。

先にこれを答えてください。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員のご質問の、職員の能力向上につきましてお答えを致します。

まず、コミュニケーション能力というところでございますが、個人個人とまた対応する能力というふうに考えてございます。

そして、通告書のお答えでございますが、12 月議会におきまして、行政力をいかに高め、全ての住民に丁寧に説明することはもとより、高齢化が進展する今日（こんにち）、行政執行をどのように説明しているかというご質問に、今回のご質問の内容でお答えをしたところでございます。

この半年の間で、ご質問の、どれだけ能力を高めたかというご質問にお答えする尺度というかですね、表し方というのがなかなか難しいのが正直なところでございます。事業やその取り組みを説明するためには、まず自分自身が知識を得る、習得するということが必要だと考えてございます。この半年の間では、新年度を迎えまして、新規採用された職員、また、異動となった職員が多くございます。一から新しい業務を習得する、そんな職員を含めまして、全員の職員が、国の制度の変更点、また、県の制度改正、町独自で行う新規事業など、これまでの知識に上乘せをしまして、住民への説明などを行っているものと認識してございます。

コミュニケーション能力、人に伝える能力、また表現力など、職員の能力向上につきましては、土木技術職など専門的な能力も含め、さまざまな研修制度の活用によりまして、職員の能力向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

私がいろいろとお話しをさせていただく職員というのは、大部分の方がね、頑張ってるんですよ。これだけやってもらおうと、やってもらおうというのは説明の意味ですね。特に今言ってるのは、特にこれだけやって、きれいに説明していただくというのは、本人にその能力が大変高いものがある。志に高いものがあると。だから、これはきちっと説明ができるんだなというように、私は判断しておるわけです。そんな職員がね、てきぱきと仕事ができる職員、おりますよ。

だけど、もうちょっとなというふうに考える部分もございます。それは、住民が困ったことを相談したときに、その場で即答できないこと、時間を要すること、あるわけですね。それは確かにその後にはね、働いてるんですよ。問題は、それをせつかく自分が頑張って働いたことを、相談に行った住民に、いや実はこうこういうことですからとか、あるいは、もう少し時間くださいとか、そういう返事ができてないことが多々ありまして、結局、何をしようか、やってくれようがやろかということがやはり、相談した住民の中にあるわけですね。だからそこを、やったらやったですって何らかの形で返事していけば、ああ、やってくれたか。ありがたい。いつまで待ったらええか。あ、分かった。そういうふうなことがあってですね、住民はありがたいと思うんですよ。返事を早くしていただければ。しかし、やっておるにもかかわらず、何の返事ももらえん。また住民の方がまた出かけていって、話を聞かないかんとか、電話かけないかんとか。そこはね、もうちょっと住民に対する説明をきちっとできれば、もっともっと行政の評価が高くなると思うんですが、どうもそこらあたりがね、少し残念じゃなと。別にお金も要ることでもないのになと、いうことがあります。

それで、ぜひですね、相談があって、困って相談に行くわけですから、そのことについては速やかに返事ができるような。副町長、これ命令してもらわなきゃいけませんよ。命令を忠実に実行せいで書いちゃうんで、地公法は。

その命令をしようかどうか、ちょっと答えてください。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

個々の住民の相談について、自分の方がですね、その都度指揮、指示をしているということが実際にはないのが正直なところでございます。

住民の相談等につきましては、課長を通じてですね、課長がその内容を受けて、課長が指示するというようなことが主になろうかというふう思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

個々の問題で、いちいち伺いを立てるわけでもございませなあねえ。それはもう常識の話ですよ。

住民から相談があった場合は、調査し、できるだけ早くご返事するようにと、そういうふうにしてくださいというのが、それが命令なんですよ。だからいちいち、その、一つ一つのことを言ってるわけじゃないです。それはもう常識の世界でしょう。だからそういうことを、速やかに返事をしなさいと言え、それが命令だか

ら、部下は訊く必要がある。それができるんですかということを行っているわけで、そういうふう努めていただいたら、私の言うのは、行政の評価はもっと高くなりますよということを行っているわけで、何もするとか、駄目だとかいうことではないですからね。それはそういうことで、ちゃんと前向きにやりようはずですので、地公法がそうなっちゃいますので、そこを言いゆうがですよ。ちょっと少し受け止め方が違うちよったかなと思うて、sonだから念押ししようがですから。

で、こないだも聞いたのはね、今ちょうど庁舎がこちらと佐賀とに分かれとるもので、やっておる仕事が違う部分がございます。住民の方が窓口行ったときに、何の窓口か分かりませんよ。こちら来たとき。それは佐賀のもんじゃ、やりゆうことやと。だから、そのすぐ佐賀へ電話して、こういう相談に来ておりますがということで、頼んどこうかということで連絡すれば、すぐ分かる話。しかもその閉庁間際だったということもあって、こちらではないですよ、佐賀ですよと、こういう話。その方、わざわざ佐賀まで走っていったんです。佐賀はけんどもう閉まっておると。ここらあたりがね、いよいよ残念な話だなど。何で電話一本こちらから佐賀へかけて、いや、こういうことの用件でお客様が見えてございますが、対応できますかとか。できるのであれば今から行ってもらいますとか。あるいは、できなければ日を代えて連絡を致しますがとか。そういうことがね、できないかんがですよ。

合併当初の話はね、いちいち役場へ来んでも、パソコンが発達するので、そういうことは合理的にできるようになってきますよというのが、総務省の作った資料にあるんですよ。それ配ってるんですよ。町民に。そういうことは言うてきたんだが、現実には今言ったようなこともあるので、何かここらあたりが、そういう連絡をですね、今窓口を一本化とかいうことで、そこ行けば全部の用事が整うようなことをしなくてはならないということで、国もそういう方向で動きはしておりますが、これね、住民の方は大変なんですよ。行く時間、仕事ができない。燃料が要る、事故の心配はいる。

だからね、少し優しく説明ができないかなと思ってるんですが、こういったことの改善というのはできないもんですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

窓口、そして住民の来られたときの説明の対応につきましては、矢野議員の言われるとおりでというように自分は考えてございます。

まず、住民の方がですね、なるべく動かない。それは、ワンストップの窓口の対応、これは目指しているところでございます。本庁、支所につきましても、連絡等でできることがありましたら、そこで済ますというふうなことは基本だというふうに考えておりますので、そういう内容につきましては執行機関会議等ですね、課長に徹底をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

きちっと命令をしていただくということが、部下の仕事がやりやすいということでございますので、そこはこれからもですね、仕事がやりやすい方向で取り組んでいただきたいと思います。

ただ、副町長前向きの話をしていただいておりますが、実はこないだの7日の日ですかね、あれ先月でしたか

ね、議員協議会開いたときに、問題点になっております事件のこのこの、利子の話が出たんですが。

その利子のことについては、どうもその後返事がないように思ってるんですが、これは、利子のことはどうなっておりますかね。

答弁ください。

説明責任を問います。

説明責任。

(議長から「通告書の内容とは、ちょっとずれてるようですけど」との発言あり)

だから説明です。説明。説明が足らんきに言いようがですよ。まあ、あれできんがやったらいいですよ。

先ほど私が質問したことも、通告の中には書いてないことをずうっと答弁いただきましたよ。そうでしょ。行政の説明責任、コミュニケーション能力を高める、そういったことの中にある話なんです。だから、私は今聞いたんです。答弁ができなければ、それはそれでいいですけど。

問題はですね、町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例というものがあります。それからついでに言っときますけど、自治法のね、243条の2の14項についてはですね、これは民法の規定は適用しないとかいったような条文もございますので、これは今通告しちよらんということでもありますので、いちいち答弁求めませんけど、そういうものもございますので、説明をですね。私が言いゆうのは、職員に対して、ちゃんと説明するように命令をしていきますよというお話があるので、自身の、ご自身の説明する能力というものも高めてもらわな困るわけですねこれ。そういう意味からのことでございますので、答弁ができなければそれはそれでいいですけど、部下に対してだけ説明をさせる、とだけ言うのもいかなものかと、こんなふうと思うわけです。

それではですね、次のカッコの2番にございますが、この分は実は、先の区長会でもだいぶご指摘があったと聞いております。この通告は区長会より先に出しておりましたので、本日はこの質問は致しませんが、結局これなどもですね、説明をいかにしていくか、説明力をいかに高めるかという部分でございます。

ほんで、区長会の方でご指摘されたということですので、それはそれで今後もですね、住民、区長、きちっと説明責任を果たしていただくということを念頭においてですね、執行してもらいたいんです。これは副町長あての通告ですので、事務方の最高責任者に対する通告をあえてしていきゆうわけです。だから、部下に対して説明責任を果たしなさいという命令は出さないかん。だけど、自分自身はどうかと。自分自身に対しても同じことなんですね。自分に言わないかんです。説明責任を果たしなさいと。そういうことなんですよ。

次の3番の、介護福祉等についてに移ります。

カッコ1番で、平成31年度に介護職員養成事業を実施するとのことでしたが、進捗(しんちょく)を問います。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは、矢野議員の一般質問の介護職員養成事業の進捗(しんちょく)についてお答え致します。

介護職員養成事業となる介護職員初任者研修につきましては、今年度の当初予算で予算化致しましたので、介護職員初任者研修を実施する方向で計画をしております。

また、黒潮町介護職員初任者研修事業実施要綱、および黒潮町介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱の両要綱を平成31年に3月に告示し、平成31年4月1日から施行しており、受講しやすい体制を整えております。

この介護職員初任者研修は、高知県介護職員初任者研修事業実施要綱に基づき実施するもので、県の指定を

受けるための申請に係る準備、調整をしているところです。

町としましては、今現在、県との調整中ですので、県より介護職員初任者研修指定通知書があり次第、広く公募し、実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

これもですね、だいぶ宣伝をしないと、住民いますか、そういった意欲ある人にはなかなか伝わりにくいんじゃないかなと思うんですが、そのへんはいかがでしょうかね。

きれいに皆さんにその情報が伝わるようなことは、どのようにしてやる予定ですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今後、県からの指定通知書があればですね、各介護事業所、それから町内のあったかふれあいセンターとか関係部署でもですね、公募を広く、それから広報、それから IWK、幅広く応募の公募をしていく予定です。

それと、先ほど、2 つの要綱を設置したということで、ちょっと受講しやすい体制というところですね、黒潮町の住民の受講料と致しまして 2 万円、負担がですね。それから、黒潮町外の方の負担が 3 万円と規定しております。通常はですね、この介護職員初任者研修の通常の受講料は、負担で 8 万円から 11 万円費用が掛かるということ聞いておりますが、費用の 70 パーセントから 80 パーセントは町が負担することにより、受講しやすい、資格を取りやすいという体制を整えておりますので、従いまして、住民の皆さまには受講がしやすくなると思いますので、多くの方にですね、この機会を利用して資格を取っていただきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

それではですね、次のカッコの 2 番ですね。介護職員養成をはじめ、介護職員雇用などについて、町内の公共的団体です。公共的団体に協力いただくための要請をしたことがあるか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の、介護職員の雇用等を町内の公共的団体への協力要請についてお答え致します。

町内の訪問介護事業所に現在の訪問介護人材が不足しているかどうか、現状の確認をさせていただいたことと併せて、事業所の母体である公共的団体に対し、人材確保のために取り組んでいることがあるかなどの聞き取りをさせていただいた経過はございます。また、黒潮町には、町内の介護サービスに係る事業所、およびあったかふれあいセンターから組織する、介護サービス事業者等連絡協議会がございます。介護サービス全体の組織であるので、その会の総会で人材確保についての課題の共有を行ってきた経過もございます。

介護サービス事業者等連絡協議会では、介護人材不足に危機感を持っております。

町と致しましても、介護人材の確保は必要不可欠と考えておりますので、介護職員初任者研修を実施することにより、一人でも多くの方にヘルパーの資格を取得していただきたいと考えております。

また、ヘルパーの資格を取得していただいた方には、黒潮町を担う専門職としてご活躍をいただきたいと考えてるところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

それではですね、次の4番、防災について質問致します。

カッコ1の、佐賀漁港明神泊地の排水口の改善をして、防災力を向上するための調査業務の進捗（しんちよく）を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは矢野議員の4番、防災についてのカッコ2、排水口の改善の調査業務についての質問にお答え致します。

ご質問の明神の排水口は、大溝水路の流末であり、この排水路には佐賀市街地の雨水や生活水が日々流れ、最終的には佐賀漁港内の泊地に流れ込んでおります。近くには伊与木川が流れており、短時間で想定を超える大雨、集中豪雨が降ったときや、連続して雨が続く場合、河川の水位と海面潮位の関係により、いわゆるバックウォーター、逆方向への遡上が起こり、排水が機能できず、市街地では内水氾濫が発生することがまれにありました。平成26年6月および平成28年の9月にはこうした状況が発生し、ポンプ排水により懸命の作業を行い、数軒の床下浸水が発生したものの、大きな被害がなく、事なきを得たことでした。

こうした内水氾濫の対応としましては、流れ込んでいる排水路の点検を行うとともに、貯水池や堆積した土砂の取り除きを行ってきたところでございます。

そして平成30年度には、事業計画策定準備として他市町村のポンプ設備の調査を行ってきました。また、高知県漁港課と事業計画に向けた排水ポンプ施設について事前協議をしてきたところでもあります。

しかしながら、過去のデータや証拠を示す書類不足と効果検証が未確定であったことから、事業採択を得ることはできませんでした。こうした反省を踏まえ、現在、来年度の採択を目指し資料収集を進めているところでございます。

具体的な排水改修やポンプ計画では、地形的なこともございますし、集水面積や排水能力、その事業費を基にした事前の効果検証調査、いわゆる費用対効果を行うことが必須となり、また、現在の排水経路の確定作業も必要なことから、事前調査を今年度行う予定であります。

今後の事業実現のためには、まずは、役場内での議論を加速し、漁港管理者である幡多土木事務所や地権者など、関係者と協議を行い、漁港内のスペースの問題や設置場所、用地、および事業費算定等の検討を進め、事業採択に向けて努力していきます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

丁寧に答えていただきましたけど。

課長、ちょっとね、担当じゃなかった時期のことなもんで言いますが、26年、28年、事なきを得たということではございません。事ありました。というが、便所が使えなくなったり、そういった話を聞いております。そのところをね、もう一回、詳しく調べていただきたいと思います。そういった積み上げが必要かなど。まあ、答弁の中でもありましたけど、事があったんだということですね、再認識していただきたいと思います。

それと、この費用対効果の問題はですね、私ちょっと、被害を受ける人家がここにあるのに費用対効果というのが、妙によく分からないんです。災害の問題に対しては、通常の公共事業と違うんですから、災害があることを想定して、こういうことをお願いしていくわけですね、住民は。それは前も言ったように、税金を払った上でそういったもの、機械器具買い、家建ち、生活しようわけですので、たった一度浸かっただけですとですね、電気器具なんか、もうそのまま使えないと。高価なものが。ということがございますので、あまり、繰り返し巻き返し言うことはございませんが、そういったことを念頭に置いていただいてですね、黒潮町にとって、住民にとって、必要か必要でないのか。そこが判断基準になろうかと思うんで、ひとつよろしくお願いして、次の質問に移ります。

カッコ2番のですね、基幹集落センターの整備と避難所指定について問います。

これはですね、基幹集落センターというのは、あまり皆さんご存じないと思うんですが、これ山村振興法によるところで、町が条例化しております。これはですね、その設置目的が、ここにもございますが、長々とあるのでその目的までは言いませんが、法に基づいた行政財産でございます。

そこで、佐賀の当時の条例は、佐賀の地域振興のために、ひと、もの、人材、そういったことを育てていきますよという、この目標があるわけです。それが使えない状態になっておる。昔はさまざまなことで活用してございましたが、使えない状態になって長らくおられます。そしてその問題は、災害になったときに、避難所としての指定がされてない。民間の施設等については、営利企業の施設であっても、お願いをして避難所として指定してございますが、これ、行政財産としては、その民間にお願いする前に率先して避難場所として、あるいは避難所として使えるようにしていくのが行政の責務であると私は考えておりますので、その避難所としての機能が、この避難所の黒潮町防災計画の中に載ってないので、その点について、どのようにしていくのか、答弁いただきます。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは矢野議員の、基幹集落センターの整備の部分についてお答えを致します。

黒潮町基幹集落センターの施設につきましては、農協事務所と、拳ノ川診療所との合体施工で昭和52年3月に完成しており、約42年が経過した施設となっております。

その建築に係る負担区分は、基幹集落センターが43パーセント、農協が36パーセント、診療所が21パーセントとなっております。

当施設は町の産業振興開発の拠点施設として、研修や実習、会議、集会などにより、住民の教養の向上や生活改善を図るとともに、産業および生活両面における意欲の高揚や、福祉の向上を目的として設置されております。

以前は、周辺地域のさまざまな行事や集会などに利用されていましたが、近年になってからは、近隣施設の整備が進んだことや施設内のトイレ等の使用ができなくなったことなどから、施設の利用が減少していたものと推測しているところです。

直近では、若山楮（こうぞ）の作業場として一時的に利用されていましたが、その後はほとんど使われてい

ない状況が続いています。

当施設の利活用について、地区からの要望も継続している状況でありますので、今後の利用については、まずは建物本体の状態を調査することが先決であると考え、建物の耐震診断をできるだけ早い時期に実施していきたいと考えております。

耐震診断の結果により、今後の整備について協議、検討を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、基幹集落センターの避難所指定の部分についてお答えしたいと思います。

町内では、57施設を地震時の避難所として指定しています。そのうち、拳ノ川地区では、拳ノ川小学校、保健福祉センターこぶし、拳ノ川集会所、佐賀温泉こぶしのさとの4施設が指定避難所となっております。

災害時の避難者を受け入れられる施設につきましては、できるだけ確保したいと考えていますので、現在避難所の指定については、既存の施設では、地震時に避難所として使用できる施設については、すべて指定をしております。

その他、指定されている避難所以外でも、通常時に利用ができ、避難所としても使用できる状況や環境にあれば、避難所に指定することは可能です。

町としましても、基幹集落センターの避難所としての条件、また、使用環境を整えば避難所として指定していくよう進めていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

最初の答弁の中にありましたけどね、利用がないとか何とかいうのはね、行政がここで計画すれば、できるんです。行政財産をいかに活用していくかというのは行政の責務だから、そこで計画すればいいだけね。だから、そこで計画しないから利用がなくなる。地元が要望しても、なかなかああだこうだ言うてもう何年にもなるけど、そのええ返事はいただけない。

選挙に至っては、部落の集会所を使ってやっとなんですよ。それはね、足元はね、土。広場は。駐車場が土。それから、車いすで投票所へ入れない。そんな所で無理して、部落へ貸せ貸せ貸せ貸せ言うて、投票所に使い。体の不自由な方が多いんでね、その、泥の中へ雨降りでも入ったら、そりゃ悲惨なもんですよ。べちゃべちゃになりますよ足は。

だけど、その基幹集落センターの方は、その玄関先まで車で横付けできて、車いすでそのまま入って投票できる。一例、投票所に関して言えばそういうことなんですよ。過去には使ったことがあるし。で、そういう利用をどうするかということを考えるのは行政の責任ですよ。こちらがああじゃこうじゃ言う前に。どうしたら住民が喜ぶのか。困らんのか。そういうね、話を先にいただきたいがですね。利用がないとか言うて、頭ごなしに言うのはね。利用できんように持っていったのは行政なんですよ。電気を切ったのは。だからそこはね、先言うべきですよ。

それから、避難所のことについてはですはね、民間の施設なんかでも、これ手元に持っておるんですけどね、避難所ですよ。屋外の利用可能面積は空白。収容者、これもね、屋内、1人、2平米ですか。けど、これもぜ

ロ人。屋外もゼロ人。収容者合計もゼロ。避難施設建物構造も空白。そんなことで、右の方の備考欄にはね、協定は未締結と。こういう資料が私の手元にあるもので、これほんまに正しいことが記載されておりますかと。

これ、ちっさい字でよね、これずっと見ていくのは大変なんですよ。いっぱいあるがで。本当にどうなのかということを確認したことがあるがですかこれ。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

矢野議員おっしゃられているのは、地域防災機関の避難所の数字の部分だと思います。こちらに関しましては、収容者数の合計数であったりとか、当初計画をした中で定めていって、改定があれば改定したときに数字の見直しはしております。

現状でいくと、今お示ししているところに関しては、自分たちがとらえている中でいくと、その条件であるというふうに考えております。

以上です。

（矢野議員から「それ、答弁にならんがやない。分からんで。何言いゆうやら。」との発言あり）

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

答弁漏れやない。

宮地君もおるで。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

当時、トイレの利用に関してはですね、合併以前から利用ができなくなっているというような状況もあります。

それで、利用促進という観点もありますが、まずはですね、耐震、そこの部分を診断をすることによって、根本的な利用ができるのかどうかというところを先に再確認していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8 番（矢野昭三君）

耐震が必要ということであれば早く耐震の調査をやっていただくということが先決で、利用がないとか何とかいうのはですね、先言うからおかしくなるんですよ。

だから避難所としてどうなのか。避難所以外の所であっても、耐震診断が必要であるかないかの判断するのは行政ながですよ。地域の住民とかいうのがする話じゃないですね、それは。

だからそこがやっぱりね、行政は行政としての責任を果たしていただきたいというのはそこなんです。先にやっていただく。こちらが言ってやっど動くじゃなしに、そこに建物があるというのはね、行政財産だから、

条例があるんで分かっちゃうがですよ。だからそこを先にやっていただいて、住民にきちっと説明していただくということが必要ですので、そこは今後抜きなくやってもらいたいわけです。

それから、さっきに避難場所等についてはですね、そういう資料ですよこれ。だから、特定のね、避難場所と言いながら特定の営利企業の名前が出るので私は伏せておるんですけど、これではね、私は何のことやらなかなか分かりにくいなど。ほんとにこれ避難場所とか、空欄なのに人がゼロ人ですよ。1人当たり2平米。だけど、このゼロの数字ですよ。そこへね、避難せい避難せい言いようがですよ。知っちゃいますか、課長それ。そこへね、身体の不自由な人も逃げないかんのですよ。けど、入れんがでしょ。どうやって入れるがです。これ、入れんいうことになっちゃうがですよ。けど、入れ入れの話なんです。逃げれ逃げれの話なんです。それどういうことなんですか。これ、この資料はそういうことになってるんですよ。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

その言われている施設に関して、おっしゃられるように、収容者数とか示されておられません。そこに関して、民間企業ということでもありますので、その利用に関して利用者がいる場合には使えないといった所もあって、そういう表現になってると。そういったところで、数字が示されていないということとっております。

ただ、収容される面積に関しては、事業者と協定を結んでやっておりますので、その協定内の中で、避難者に関しては収容していただけるというふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

これはでもね、避難所なんですよ。集中豪雨のときもそうだけど、地震、津波のときもそこは避難所として載っとるわけですよ。そこへ、計画がそうなっちゃうわけ。現実がどうかいうたら、そこへ避難しなさいという話でしょう。それはね、ちょっとね、整合性がないとこれ。そこを言いようがですよ。

どうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答え致したいと思います。

少し、その数字的な表現としてそこが適しているかどうかといったところ、もう少し検証して、実際に計画書としてどういう数字を載せていけばいいかといったことを、これからまた検証して修正していきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

それではですね、次の3番の、土砂災害対策のイエロー、黄色ですね、地図の公表を問いますが。

これは、具体的に家の裏に入って立ち入り調査された人はみんな、どうやろかいう不安な気持ちでおるのは事実です。これは具体的にどういう形で公表していくようになるんですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、土砂災害対策のイエロー地図の公表についてお答えしたいと思います。

町内のイエローゾーン、土砂災害警戒区域でございますけれども、平成31年3月末に、町内において大部分が指定済みとなりました。その後、県の公報により公表されております。

議員ご指摘の、町内全域の土砂災害警戒区域、イエローゾーンの周知につきましては、現在のところ、地図の各世帯への配布はできておりません。高知県のホームページでの閲覧のみというふうになっております。

昨年度末に町内全域の土砂災害警戒区域の指定がほぼ完了したことから、今年度中には、簡易なものにはなりますが、自分の住んでいる地区の土砂災害の危険個所を知っていただくため、土砂災害警戒区域、イエローゾーンを記したハザードマップを作成し、配布することとしております。

それに加えて、昨年度、蛸瀬川流域地区のエリアで進めた土砂災害の取り組みをモデルにして、本年度は佐賀地域2エリア、大方地域2エリア、町内4つのエリアで、洪水、土砂災害防災に関するワークショップを開催し、地区の自主避難計画を作成することとしております。自主避難計画は、土砂災害警戒区域、イエローゾーンはもちろんのこと、地区の皆さんが危険と思われる個所も記載していただき、避難場所も入ったハザードマップとなると考えております。

今後は、この取り組みを町内全域で進めていく計画としておりますので、それぞれの地区の自主避難計画がハザードマップになるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

それでは、次へいきます。

振興について。まあ町の振興という意味ですが。

1番目のですね、都市公園の現状と今後の見通しを問います。

マル1で、用地買収中または中断の地区は、いつ事業認可を受けていますか。

また、買収計画面積に対し、買収済みの土地は何割ですか。

マル2までいきます。

いつ、計画の見直しなどをしますか。

また、企画書というのは、町が提案しますかという意味です。企画書を提出をしますか。

以上、質問致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の、都市公園の事業認可と用地買収についてのご質問にまずお答えを致します。

都市公園というのは、土佐西南大規模公園のことであろうと推察致しますので、そのことでお答えを致します。

土佐西南大規模公園は、レクリエーション都市構想、および広域公園構想の一環として、海洋性レクリエーション基地として、1972年、昭和47年に、都市計画決定、同年の都市計画事業認可以後、大変長期的な整備

事業となっておりますが、この間、全体計画について大きな節目が2回ございました。

1回目は、1982年、昭和57年に、オイルショック等の社会、経済情勢の変化を踏まえ、地域利用を柱とした、より実現的な全体計画を立案し、その全体計画に基づき、部分的に実施設計に着手し、順次整備が進行致しました。

2回目は1995年、平成7年に、バブル崩壊後の、社会、開発環境の激変を受け、21世紀を見据えた全体計画の見直しが行われました。

以後、全体計画の見直しに影響するほどの情勢の激変はございませんので、現在は平成7年に策定されました全体計画に基づき、事業が進められているところでございます。

なお、直近の変更認可は、平成30年2月5日付で、高知県より国土交通省に対して、都市公園区域の事業計画の変更認可申請を行い、同年2月28日付で、国土交通省より認可を受けております。

また、本町内の買収計画面積に対する買収済みの土地の割合につきましては、都市公園区域内の面積236万4,800平方メートルのうち、事業認可区域の面積204万8,900平方メートルに対して、買収済みの面積は26万4,200平方メートルであり、割合に致しますと12.9パーセントとなっております。

次に、都市公園の計画見直しについてのご質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園の利用につきましては、サッカーなどのスポーツ利用者を中心に、平成30年度の実績では、利用申し込みを受けている施設利用者だけでも9万9,892人と、大変多くの方にご利用いただいております。

今後の公園利用におきましても、これまで以上に多くの皆さまにご利用いただくためにも、広くご意見をお聞きし、ニーズに応じていけるように、関係者、関係機関とともに、より良いものにしていきたいと考えております。

都市計画公園区域の見直し時期につきましては、地域住民の皆さまへの意見も伺う必要があるため、本年度中には説明会を開催するように進めており、現在、業者と締結する住民説明会用の資料作成の委託業務契約の準備をしているところであると、県から説明を受けております。

また、本公園を利用すると想定される近隣市町村にお住まいの皆さまにも意見をお聞きする必要があるとございます。

従いまして、これらの事務作業およびいただいたご意見を踏まえて、変更時期が決まっていくということでございます。そのため、現時点では具体的な日程をお示しすることは困難であるということでございますが、資料等の準備が整い次第、具体的な日程についても調整をしていただけることになっております。

引き続き、関係者、関係機関の皆さまと連携を図り、早期に実施ができるように努めてまいります。

企画書の提出につきましては、計画の見直しに町の意見を反映させよ、という主旨のご質問であろうかと推察致します。

形態が企画書になるのか、協議の場になるのかは別と致しましても、地元説明会の議論も踏まえ、計画を見直す際には本町との協議を行っていただき、町の考え、意見を伝えてまいりたいと考えております。

また、当公園に関して協議する場である土佐西南大規模公園建設促進同盟会の中で、意見交換や協議を行うことも想定されるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

なかなか、全体の面積に対して、その買収済みの面積いうがは甚だ小さいわけでございますが。

こういった計画もですね、多くの先人が、汗をかき努力していただいた、ご苦労していただいたということを認めつつも、やはり、この買収が進まない。

それぞれの時代、経済的な時代背景はあったということでございますが、これは、このままの区域でその協議を進めようとしておるのか、あるいは縮小して進めようとしていくのか。これは町としてもですね、町益を考えてその話に臨む必要があると思うんですが。

何か、この前私がひとつ発言をさせていただいたのは、あこへ体育館とか運動場とか、そういったものを造るか、住宅用地を造るとか、そういったことについても一応発言をさせていただいておりますが。過去にやられたことについては、努力は感謝しつつ、認めながらも、このままではなかなか進みにくいかなというふうに考えておりますが。

そのへんは見通しはいかがなものでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

まず、区域の見直しの基本的な考えですけれども、公園として整備する必要性の低い所、そういった所を縮小する、そういったことになろうかと考えておるところでございます。

また、先の一般質問でご提案いただきました件につきましては、具体的に進んでおることで申し上げますと、屋内練習場、そのことにつきましては観光ネットワーク等々の関係者と協議を依然進めておまして。

現状で申し上げますと、各学校等に屋内練習場の効果、そういったことのアンケート調査をする準備を現在しておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

県の行う公園、県指定の、県が行う事業でございますので、当町として、ああだこうだと言うのはなかなか言いにくいこともございますが。

要は、ここも高知県の一部でございますので、県民が良くなることについては遠慮せずに、積極的に発言などしていただいて、少しでも町の振興につながっていくことを願っておるわけですので、これからもですね、あきらめることなく、この問題には取り組んでいただきたいと、そんなふうに思うわけですので、ひとつ頑張っておるつもりでございます。

それでは、次のカッコの2番ですね。

観光事業については、この黒潮町全体の住民のさまざまな生活や産業などを網羅した計画とし、滞在参加型を目指すか、その方向性を問います。

新しく何かを創造していくということは大変なこととして、それは当然大変な時間、大変なお金が、何かを創造していくというのはお金が掛かるわけです。

それは先にもあったように、カツオについては日本の遺産ということで一つの候補に挙げたけど、それは、採択いいですか採用いいですか、されなかったと。残念ながら。ということですが、私はそういった今ある、住民が生活しておることを前に出していく方が、この黒潮町にとってはいいんじゃないかなと。新しいことを

すべて否定するわけではございませんが、住民も参加型とできるようなことにしていけば、もう少し幾つでも広がるかなと。そのカツオにしてもそうだし、農業にしろそういったものも、広く農業もあるわけですので。

一例はですね、この前都会から来られた方が、大都会ですよ、都会いっても。ここまで来たら、やはり田舎寿司がいいんだと。にぎりは、街にいくらでも食べれるので、せっかく田舎へ来たんだから、ここにある田舎寿司が食べたいんだと。どう言いますか、なかなかたくましい、この辺の田舎寿司も割合たくましいわけでございまして、大きくたくましいわけで、そういったものが食べたいんだと。言い換えれば、遠来のお客さまというのは、そこへ出掛けて行って、その地域にある、その地域独特のものを見たいし、食べたいし、買いたいしと。こういうことに行き着くかなと、私なりに思うのでございますので。

そういったことを踏まえてですね、この計画ですね、町の計画を作れないかなというふうに考えておりますが、いかがですか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の、観光事業に関するご質問にお答えを致します。

本町の観光事業につきましては、昨年度に策定を致しました黒潮町観光基本構想において、黒潮町観光の現状評価を行っております。

この基本構想では、町の強みを最大限活用し、黒潮町ならではの、他地域との違いを明確に表現するブランド化を図り、観光客の誘客を通じた交流人口の拡大により、地域経済の活性化につなげていくこととしております。

また、皆が地域づくりに参画する地域デザインの考えに基づき、黒潮町の資源や魅力を、地域の事業者や住民の皆さまにも認知していただき、地域と一体となって課題の解消を図りながら、多様な関係者と連携して観光振興に取り組むことで、より豊かな暮らしの実現を目指していくこととして、これらを基本方針としております。

そのために、あらゆる観光資源、観光メニューの関連付けや循環をさせることで、来訪者に黒潮町内を周遊していただき、町内滞在時間の延長を図っていく必要があります。その延長線上にある飲食や宿泊など、来訪者の消費行動につながる施策を推進してまいります。

今後は、課題である閑散期対策に引き続き取り組み、スポーツツーリズムの閑散期対策、さらに視察や会議、教育研修などのMICEと言われるカテゴリーを中心に、観光ネットワーク、および砂浜美術館と連携を図り、地域の稼ぐ力を引き出す施策を推進してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

8番（矢野昭三君）

しっかり答弁いただきましたので、それはそれで期待をしておりますので。

やはりね、説明がきちっとしていただくと気持ちもえいし、質問する方もうれしくなってきましたね。だから、これテレビ全部映ってるんですよ。IWKで流しちゃうので。だから、そういうことあるもので、ここでいただく答弁というのは住民の方が注目しておるわけです。今日も見よるきねって言われて、こちらもそう言われますとね、なかなか緊張して切り出しにくいところもございましたが。住民はこの議論を期待しちゃうんですよ、皆さん。

だから、ここで確かな答弁いただくというのは、住民がそれ見て、ああ分かったと、こうなります。そうすると、執行機関の評価が高くなるわけですね。これは。だからそういう面で、私は大変、皆さん期待しちゅうがですよ。厳しいことを言うということは、期待しちゅうき厳しいこと言うがです。

だから、ぜひですね今後ともそういうことに気掛けていただいて、自分のやることには自信を持っていただき、そして、やったことについてはきっちり説明をできる。そういうふうな執行機関になれば、ここね、世界の黒潮町なんです。この間も台湾から取材に来ちよったということも流れてましたね。もう、高知県の中の黒潮町だけじゃないがです。世界の黒潮町になちゅうので、そういったことをよく考えていただいて、しっかりと、今以上にです。やってないということをやゆうがやない。今以上にやっていただく。そして、世界の中の黒潮町ここにあるというようにですね、私は、できますよ。頑張ってみよう。

そういうことを期待しておりますので、ぜひこれからもですね、皆さん頑張って取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間余りましたが、これからの業務の執行につきまして期待を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩します。

休 憩 11時 07分

再 開 11時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、澳本哲也君。

10番（澳本哲也君）

それでは、始めたいと思います。

本来ならば1番でいきたいと思ったんですが、矢野さんに1番を取られまして今回は2番ということで、ちょっと気合を入れてやっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを致します。

まず、1番目です。外国人労働者についてと書いてありますが、外国人労働者、まあ本来ならば外国人技能実習生という形をお願いします。けれども、この外国人労働者についてですが、外国人労働者になって気持ち良く、将来この黒潮町に来て働いてもらうための質問だと思っていただければ幸いです。

それじゃあ、1番目いきます。

これからの黒潮町の人口も、減少してくるのは間違いないとこです。そして、産業も年々厳しくなってくると思っております。これから、当町のさまざまなこんな問題にかかわってくれるのが外国人だと、自分なりに思っております。言い方を変えれば、さまざまな分野で救世主であることは間違いないと思っております。

そこで、今まで当町の外国人研修生、実習生の受け入れの歴史から見て、現在の当町で生活をしている外国人の現状はどうか。そして、町として何か今まで助成はしていたのか。そして、生活の中で不満などないかということ調査したことがあるかということ、まずお尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは澳本議員の、外国人労働者への助成や生活環境調査についての質問にお答え致します。

本町には令和元年5月30日現在、住民登録している外国人の方は148人となっております。その多くは、カツオ一本釣りに従事する漁業実習生や縫製関係に従事する技能実習生であります。

この技能実習制度は平成5年に制度創設され、国際貢献のため開発途上国等の外国人を日本で一定期間、最長5年間に限り受け入れ、技能実習の適正な実習を行うこととし、1号、2号という形で分けられています。旧佐賀町ではいち早くこの制度を利用し、漁業研修生を受け入れてきた実績がございます。そして今年の4月からスタートした新しい制度では、在留資格と取得制度との変更がありました。優秀な技能実習実施者2号に限定して、4年から5年目の第3号として技能実習することが可能となっております。本町の場合、技能実習生の1、2号がほとんどですが、今年から3号に移行した方もおられます。

質問のありました外国人労働者へ行なっている助成についてでございますが、室戸にあります外国人漁業研修センターでの研修期間中および終了した後、バスを用意して町として送迎しております。

また、生活環境の調査については、個々の実態までは把握しておりませんが、受け入れ事業者、施設管理者との協議の中で現地を調査したことはございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

事業主さんは本当に、頑張ってくれていると思います。カツオ、マグロ漁船の船主さん、そして縫製工場、魚の加工場など、さまざまに努力して外国人実習生を雇ってくれていると思います。

その中で、やはり外国人、困ったことなんか、普段の生活の中で困ったこととかがたくさんあると思うんです。そうなったときに、相談窓口はどうか。そういったことの対策は今どうなっているのでしょうか。

お伺いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まずは、今回、外国人生活相談センターという所が高知県にできまして、5月31日からオープンしております。この相談センターでは、外国人の皆さんが困っていることを何でも相談するというので、市町村と連携して日々、在留手続であったり雇用の関係、医療とか子育て、子どもの教育等々、さまざまなことが相談できる相談センターが設置されております。

また、町としましても現在、こうした多くの外国人の方々が在住しているわけですから、町として総合的に受け入れ体制を構築したいということで、関係課の連携の下で連携強化を図っていきたくて考えております。何はともあれ、技能実習生が本町で安心して生活できるよう、行政として何ができるか対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

今現在が本当に大事だと思っております。まず、その不安のないような生活、ほんでその困らない生活をして途中で、やはり事業主さんとある程度定期的な相談じゃないですけど、訪問なりして情報交換などをできないかなと思っているんですけども、そういうことはできませんか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

町内には多くの漁業研修生、そして縫製関係等々ございまして、事業主から相談があったときに現地に出向いて、例えば漁業研修生の場合は、漁協の2階に58名の方が生活を、一番多い所でマックスそういう、3カ月になりますけれども。そういう生活の実態がございまして、現地へ何度か行って現状を見たことがございます。また、縫製関係等で非常に住居について非常にこう、なかなか独自では確保できんということで、出向いていきながら何回となく協議をしたことがございます。

そうした町として連携して、事業主、そして関係者と連携相談体制を構築しながら、誠意を持って今後も対応していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

2番の質問も答えてくれた分もあると思いますけども、2番にいきます。

事業主さんは、住宅などの整備を今行っていると思います。やれることはしっかりとやってくれてると思いますが、なかなか厳しくなっている。これからの研修生、または労働者の受け入れ時、このままの状態ではかなり当町への受け入れが難しくなってくると思うがです。

町営住宅の利用や空き家対策のこれからの受け入れ体制、もっとしやすくなっていくような体制づくりが必要になってくると思うんですけども、まずそこらへんをお伺いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは澳本議員の、町営住宅の利用についてお答えを致します。

町営住宅の入居につきましては、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例第6条に基づきまして、入居者の資格要件に該当をすれば、外国人労働者につきましても入居することが可能でございます。

資格要件としましては、世帯の総所得の月額が15万8,000円以下、現に住宅に困窮していることが明らか方や、税および水道料等を滞納していないことが条件となります。また、入居者とともに町営住宅に入居する者は、入居者の3親等以内の親族や非扶養者である者、婚姻の届出をしていませんが事実上婚姻関係と同様の実情にある者でなければなりません。

少子高齢化が進む中で、人手不足のため外国人労働者を雇用している事業主さんも年々住宅の確保が困難になっている状況につきましては承知をしているところでございます。町としましても重要な課題であると認識をしておりますので、関係各課を交え、今後、事業主さんとも協議をしてまいりたいと考えています。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

しっかりと事業主さんと、これからますます話す機会もあると思いますので、よろしくお願いします。

そしてですね、今現在町が取り組んでおります空き家対策の中で、これをちょっとどうにかこう柔軟に対応できるのではないかと考えておりますけども。

そこらへんどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

まず、うちの方には定住促進住宅というものがございますが、この定住促進住宅につきましては町への移住および定住の促進を図るために整備する住宅でございます。また、子育て世帯を中心とした定住人口の増加によるコミュニティーの活性化および地域振興を図ることを目的としておりまして、外国人労働者への住宅提供とは目的が異なるということになってございます。

次に、空き家の紹介でございますけれども、現在、基本的には定住を目的とした方を中心に紹介をさせていただいている現状でございます。また、空き家の情報提供に当たりましては、黒潮町移住者住宅支援協議会に登録していただいております。この登録する際には、協議会の面接を受けていただくこととしております。

なお、利用についての交渉は利用希望者が所有者の方と直接行っていただくことになっておりまして、協議会といたしましては、物件のご紹介等は致しておりますけれども、交渉の仲介等は致しておりません。また、基本的には法人の協議会への登録というのは現在行っておりませんで、従って、従業員等の方のための住宅ということでのご紹介は致しておりません。

しかしながら、先ほど建設課長の方からも答弁がありましたように、外国人労働者の雇用に当たり住居の確保が課題となっていることは承知をしているところでございます。労働力不足のため、今後も外国人労働者の雇用はますます増えていくことは必然であろうというふうにも考えておりますので、技能実習制度での雇用に当たり、適切な宿泊施設、住宅の確保ということが必要ということで決まっておりますので、当然住宅の確保の課題につきましても、町として事業主さまのご意見を聞きながら、何とかできることはないのかといったようなことを協議、検討を重ねてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

なかなか前向きなご回答、ありがとうございます。

そして、4月1日より外国人労働者の受け入れが拡大された、という人手不足に直面している産業からは歓迎の声が上がっているのが現状であります。

しかし、自治体の受け入れが準備不足というのが現状で、早急な取り組みが必要だと思っておりますが、これからのスケジュールなど分かっていたら伺いたいのですが、お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

まず、国ではここ5年間で最大34万5,150名の外国人労働者を受け入れる試算としております。また、その時点で建設業や自動車整備業、農業、漁業といった14業種の特定技能対象事業全体におきまして、145万5,000人の人材不足になるというふうに予想をしております。そのうち約24パーセントを特定技能外国人で補うといった計算となっております。先ほどの答弁でも申し上げましたが、当町におきましても労働力不足のため、外国人労働者の雇用というのは、今後ますます増えていくことは必然であるというふうに考えております。

こういった情勢の中、町と致しましてはまず目指すところと致しまして、共生社会であろうというふうに考えております。まず、外個人と従業員の皆さまが共に住みやすい町をつくっていく必要がございます。例えばハラル等の食事面のことなど、まずお互いの文化を知り理解をし合うこと、といったことが必要でございます。そのための施策を講じながら、共生の社会を目指していく必要がございます。

そして、現在その取り組みを進めているわけですが、その目指していく上におきまして、その中でも外国人労働者の住居の環境整備の問題など課題が多くございます。その課題解決に向けて、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

町としても本当にこの問題は真剣に受け止めてくれていると思っております。そして、事業主さんたちも本当に頑張ってくれております。特に、定期的な情報交換、これは本当に必要だと思いますのでどうかよろしくお願いします。

受け入れ態勢の中でですね、今まで以上に苦勞すると思えますけれども、一つ一つこの壁をクリアして、受け入れやすい環境をつくるということがほんとに大事じゃないかと思えます。先ほども共生社会と言いましたけれども、やはり人を大切にする町づくり、人権を大切にする、守っていく町づくりというものが何と云っても基本になると思えますので、どうかこのことは前もって、そのときに迷わず受け入れやすい体制をしっかりとつくっていけるようによろしく願いを致します。

2番に移ります。

2番の、差別落書き事件についてであります。これは、今年2月6日にですね、大方中学校の音楽教室の机の落書きを発見した、このことから始まります。発見者が小学校の頃から子ども会に積極的に参加している生徒だった。そして発見者の生徒はこの落書きを見て差別落書きだと気付いたことは、何と云っても今までの学習してきた同和、人権学習、子ども会などで日ごろから学習してきた成果だと思っております。しかし、この落書きは調査の段階で以前から書かれたというのが判明をしております。このことは、何と云っても一番重要な鍵だと思っております。そして一番自分たちショックを受けているのが、部落の人たちだと思います。部落の人たちは、まさか学校でこのような落書きがまたあった。今でもこんなことが本当にあるのか。今までの同和教育、人権教育は何だったのか。

自分も小学校5年生6年生に、年に1回フィールドワーク等でですね、話す時間を設けてもらっております。その中の感想文でも、素晴らしい言葉、そしてこれからの社会について、差別というものがいかに醜いかわかりと子どもたちは書いているんです。差別の現実から学ぶということに対して、今回の事件から見えてきた課題がほんとにたくさんあると思っております。

町として、教育委員会としてこれからどう、この事件で見えてきた課題をどう取り組んでいくか。そして、どう保護者や地域に啓発活動していくか、問います。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の、同和教育、人権教育をどのように進めていくかのご質問にお答えを致します。

その前に、大方中学校で発生致しました差別落書きについて、多くの生徒、保護者の皆さま、そして地域の皆さまの心を傷付けてしまいましたことを深くおわび申し上げます。今後、二度とこのようなことが起こらないよう取り組んでまいります。

そこで、今回の差別落書きの発生により見えてきました課題は、1つ目は大方中学校だけではなく、町内の各学校の人権教育の取り組みの弱さが明らかになったと思います。なぜならば、小学校からフィールドワークや体験談の聞き取り学習を実施をしておりますが、生徒たちの中には、部落差別を過去のこととしてとらえ、現在も部落差別が存在していることに気付いていない生徒もおります。そのことは、今回の差別落書きに気付かず見逃してしまった生徒たちが多くいることや、学習後の感想文からも伺えます。

部落差別の現実から深く学ぶことを基本に小学校から取り組んでいますが、小学校で学んできたことを中学校でさらに深めることができていないことに、教育委員会として大いに反省をしなければならないと思います。

そして何よりも、一人一人が自分のこととしてとらえ、怒りを持って人権問題に立ち向かって行けるような人権教育を進めていくためには、教える側の教職員の意識改革が必要であり、教職員の研修会の在り方を再度検討する必要があると思います。

これらの課題を克服するために、教育委員会として次のことに取り組めます。

1つ目は、各学校の人権教育への取り組みの温度差をなくすため、中学校区ごとに人権教育全体計画を立て、それに基づき系統立てた学習活動に取り組んでいますが、児童生徒たちが人権問題を正しく理解し、自分や他者を大切にすると人権意識や感覚を育て、さらに反差別の行動化ができる人間になるよう、人権教育推進計画の見直しを図ります。具体的には、現存している部落差別に正面から向き合い、人権問題に直面したとき、自分がどう行動するか。また、家族や友人が人権問題の被害者あるいは加害者になったとき、自分はどのように行動すべきか主体的に考え、反差別の行動化を実践できる教育内容を検討していきます。

また、児童生徒だけではなく地域や保護者の皆さまに対しても、学校で取り組んでいる人権教育内容などの情報発信や、PTA 人権問題研修会などの活動を促進してまいります。

併せて、人権教育を主軸にしてさまざまな教育活動に生かしていくためには、教職員の意識改革が必要でございます。そのため、黒潮町転入教職員、新規採用職員人権問題研修への出席をはじめ、黒潮町人権教育研究大会や集約大会への出席を必須として指導を行ってまいります。

また、町民を対象とした泊まりあい人権教育研修会や部落差別をなくする運動強調旬間 in 黒潮町講演会、および人権教育推進講座などへの教職員の参加を促進し、地域住民と一体となった人権教育に取り組む機運を醸成を致します。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

次長、ちょっと再度確認させてください。

学校の人権教育の中で、今ほんとに部落の地区があるかないかにかかわらず、ほんとに全ての学校で温度差がなく学習ができていくかということと、今までの学習は差別だけの、差別の歴史学習が主になって、その部

落差別は過去のもので、さっきも言うておりましたけどもなっていないかということ、本当に子どもたちは認識しているのだろうかというところをちょっと聞きたいがですけども。

お願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁をさせていただきましたように、各中学校校区ごとに、人権教育の全体計画というのを作っております。佐賀地域におきましては、仲間とともに学び自己の生き方を開く、という基本目標、人権教育目標として、各小学校、中学校で取り組みを進めております。それから、すいません、先ほどの分につきましては大方中学校校区でございます。失礼致しました。大方中学校校区では、仲間とともに学び自己の生き方を開く、という人権教育目標でございます。

次に、佐賀中学校校区人権教育の全体計画と致しましては、学び、出会い、つながりを通じた豊かな人権文化の創造という、この基本目標に基づいて、各小学校、中学校で実施をしております。

ということで、できるだけ温度差がなくなるような形でですね、各中学校校区ごとの目標を決め、そして各学年毎の取り組むべき課題を明らかにしながら進めてまいっております。

そして、もう一点が過去のものとしてとらえておるんじゃないか、ということでございます。フィールドワーク、そして体験談とかですね、皆さんにご協力いただきながら教材としていろんな提供をさせていただいております。そのことを子どもたちに教えておりますけれども、なかなかそこまで教え切れてない部分もあると思います。学校の方としたらですね、しっかり部落問題学習について取り組んでおるといふ形の部分で進めておるとは思いますが、受ける側の子どもたちにしたら、その部分がまだまだ薄いのではないかというふうに感じております。その乖離（かいり）といいますか、ギャップをどのように埋めていくかということが、これからの課題だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

それとですね、この落書きを以前見たことのあるという生徒がおったそうなのですが、そこなのですが、以前は、同和対策事業特別措置法というのは部落の内に向けた法律だったんですけども、これ部落差別解消推進法は部落の外に向けた法律であると、自分たちは思います。そして、解消推進法の中には、部落差別を解消するための教育啓発を行うものとする明記を、ほんとにされております。それを踏まえて、差別のない社会の実現化に向けて一人一人が差別の存在と向き合うことができる教育を行っていかねばならない、と思っておるのです。

そこで、気付くということ。ほんとにこれが差別なんだという、気付くということがほんとに重要だと思っておりますが、それをまた一から学習しなければいけないと自分はほんとに思っておるんですけども、そのとらえ方はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

気付くことが大事だということでございます。まずは、そのためにいろんな生活の中で自分の身の回りの中で何が不合理なのか、何がおかしいのかということですね、しっかり自分の足元からチェックをしていく、そういう子ども、生徒、そして大人にならなければならないというふうに思っております。自分の足元にあるものをばかにせずですね、しっかり見つめ直して、おかしいことはおかしいと言えるような人間にしなければならないと思います。

それを、やはり実行に移す。その実行に移すということがなければいけないと思います。実際的に差別問題に直面したときにですね、それに対してどういうふうに対応できるかということ、しっかり子どもたちに伝えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

分かりました。

まだもう一つ、2、3点ちょっと聞きたいんですけども。

その新規転入の教職員の研修会ですけども、何年か前に僕、2、3年続けて参加させていただきました。その中で、転入してきた教職員だったと思います。で、担当の職員の方が、何か意見はないですか。そのときに万行の保護者の人が、自分の思いや自分が差別にあったことなどを話したことがあったんですけども、そのことに関して何か一言しゃべってください、ということをお願いしました。そのときその新規の転入の先生が、強制はおかしいがじゃないろうか。そういうことを一言言ったんです。それこそがおかしいがじゃないかと、自分は思うんですけども。そういったね、ことが出ること自体が僕はおかしいと思ってるんですけども。そういうことがないようにですね、これから指導してもらいたいんですけども。

せっかく、自分の体験談などを話してくれている保護者がおるんです。そういうことがないようにお願いしたいんですが、どうでしょう。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

教職員の、人権学習の在り方についてのご質問だったと思います。今の教師は大量採用という時代に入ってきておりまして、黒潮町出身の教師につきましては人権学習、同和学習を行っております。受けておりますが、町外あるいは県外の出身の若い教師におきましては、部落問題について学習をした経験がないという教師もおります。大学でも教職のその課程におきましてですね、実際にこの部落問題学習がなされていないような大学もあるようでございます。

そういうことで、これまで学んだことがない教職員に対しましてですね、そういう教師がいるという現状ですね、打開しなければいけないということが大きな課題であると思います。

そのために、先ほども申しましたようにその転入教職員の人権研修を開催してきましたが、それと併せてですね、やっぱり日々の校内研修がいかであるかということが問われると思います。これはやっぱり県教育委員会の方の協力を得ながら、校内研修の充実を図っていかねばいけないというふうに考えております。

結婚差別や就職差別の事象だけでなく、部落問題の歴史的背景の部分も理解した上で根拠をしっかりと提示して、差別の不当性を子どもたちに説明ができる、そのような教師を育てていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

そして、あと2点ですが。

学校教育の現場での質問をちょっとしたいがですけども。こういった差別事象を発見したとき、またあったとき、どこに報告をして、どこに相談できる、という体制づくりが必要だと思っております。それはこれからどうするのかということと、保護者に対しての啓発活動ながですけども。今までは人権参観日という名目で、まあ啓発活動ということをやっておったんですけども、あまりにも出席者が少ないんじゃないかと、そう思うんです。

それから、これからのこういう対策をどうするのか。

この2点、お願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の、差別事象を発見したときの対応についての相談窓口と、そして家庭での人権教育の進め方といいますか、そちらの2点だったと思います。

まず1点目の、差別事象を発見したときの相談窓口につきましては、やはり一番は学校の方でそれを発見したときに学校長の方が確認をして、しっかりその事実を確認した後にですね、教育委員会に速やかに報告をすると。その報告を受けて、人権教育の担当者が現場に赴き、現場に足を運びまして、それで再度事実確認をして、整理をし、その上で報告なり提出を求めています。

あと大事なのは、やはりそれを発見した人のケアでございます。子どもたちへのケア、そしてその保護者へのケアを十分学校の方で取り組んでいただく、あるいは教育委員会の方が足を運んで取り組んでいく、そういうふうなシステムを行っております。

もう一つございます。家庭での教育の部分のことでございますが。家庭での部落問題の学習の認識には、非常にこう微妙な部分があると思います。過去の差別事象においてもですね、子どもたちが家族から聞いた賤称（せんしょう）語を使うということがありましたし、子ども自身がそれに対して何の意味もわからないまま使っているという事例が過去にもございました。

そういうことからですね、家庭に正しい認識を持ってもらうために、このことはやはり人権教育と人権啓発と町長部局の方でございますが、一体となってですね、PTA 研修とか、それから部落差別解消強調旬間の取り組みとか人権週間とか、そちらの方を一体となって取り組んでいかないかんというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

しっかりと、教育委員会と地域住民課、横のつながりをしっかりとやってもらいたいと思います。

それでは、地域住民課にちょっとお聞きします。

我々議員もですね、今まで以上にこういった人権の研修や学習をする必要があると思います。職員から現状認識をしっかりと理解し、部落差別解消推進法の周知や内容の研究、そして差別の現状を知る研修機会をこれまで以上に行う必要があると思うんですけども、地域住民課長どう思いますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは澳本議員の、啓発を担当する部局としましての答弁をさせていただきます。

黒潮町では、黒潮町総合振興計画に明記されております人権文化の町づくりを推進するため、黒潮町人権施策基本方針に基づき、あらゆる人権問題の解消に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、このたびの大方中学校での差別落書き事象の発生によりまして、これまで本町が行ってまいりました人権教育、あるいは一般社会における啓発活動、これがまだまだ不十分であり、町民一人一人の課題として浸透していなかったことが明らかになりました。町はこのことを重く受け止めまして、深く反省をしなければならないと思っているところです。

しかし幸いにもですね、今回の差別落書きを発見した浜松解放子ども会の生徒が、本件を差別事象であるというふうにとらえまして、適切な対応を取って周りの生徒や教職員に問題提起をしてくれたことは大変意義深く、子ども会の活動はですね、人を大切に思いやる心を醸成する場になっているというふうには、改めて再認識をさせられたところでございます。

今後は、このような心を痛む生徒が二度と発生することがないように人権意識を高め、家庭や地域に対してこの施策を推進してまいります。そのためには、まだまだ現存している部落差別をしっかりと受け止め、その解決に向け、人権尊重の意識が日々の行動や態度として日常生活の中に表れるような啓発活動、それを推進していきたいというふうに考えております。このことは大変重要なことだと認識しております。

具体的な施策と致しましては、2018年に実施しました黒潮町人権問題に関する意識調査、この分析結果に基づきまして、同和問題を柱と致しまして、障害者問題や犯罪被害者の問題、また、近年取り沙汰されておりますLGBT等の問題、あらゆる人権問題の克服に向け、人権が尊重される町づくりのための施策に反映したいと考えているところです。また、県の協力を得まして企業や事業所に講師を派遣して行う人権出前講座、これを年3回計画しております。今年ももう既に実施する所が決まっております。この日々身近にある人権問題に関心を持ってもらうための施策、啓発活動、これに取り組んでまいりたいと思っております。それと、町職員向けの研修ではございますが、実際に差別行為や発言があったときの対応マニュアルを作成してございまして、実践形式の研修を行うことで町職員としての人権意識の資質向上に努めてまいりたいと思っているところです。

これまで町を挙げまして人権教育や啓発に取り組んでまいりましたが、これまでの取り組みが本当に住民の意識や認識が深まっていたのか。また、深まったとしてもそれが知識のみにとどまって、実際に行動を起こす力になっていたのかと。さらに、あらゆる人権、差別対象のために今何が求められているのか等々を再検証しながら、具体的な施策として行動に起こしていきたいと考えております。

今後は、町として部落差別解消推進法をはじめ、黒潮町人権施策基本方針や黒潮町人権尊重の町づくり条例を基本に、人権意識の高揚に資する施策を推進することが部落問題の早期解消につながるものと考えておりますので、これまで以上に教育、啓発活動に積極的に取り組みまして、基本的人権が尊重される町づくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

大変いいことを言ってくれて、ほんとにありがたいと思っております。

特に、ほんとに横のつながりというものは大事で、学校、そして地域、そして前から僕が言っております企業に向けた人権啓発の早急な取り組みを、もう早や今年やってくれていると思っております。

そして、企業の社会的責任というものを意識を促す取り組みもしっかりやってくれていると。

また、今年からやってくれるということによろしいでしょうか。

住民課長。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

ご質問にありました件につきましては、やはりいかに人権問題が特別な問題ではなくて、一人一人の身近にある問題であるかということを確認してもらうことがまず出発点だと思います。

これに向けて啓発活動を行っていきたいと思います。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

すいません、もう一つお伺いします。

先ほどの人権尊重の町づくり条例というものがあります、黒潮町には。ほんで、内容がはっきり言うてもう古いと、僕は思っているんです。

もうこれ、4年以上もこの委員会も開いていないと思うんですけども、これからこの委員会はどうしますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

人権尊重の町づくり条例ですけれども、先ほど私答弁でも申し上げましたとおり、意識調査も6年くらい前に行っておりまして、内容が現実とちょっと合わなくなってきたということで、昨年度見直しを行いました。

その尊重町づくり条例につきましても、実際に合うところ合わないところを精査しまして、見直すべきところは見直して、今後の施策に反映していきたいと考えておりますので、もう少しお時間を頂きたいと思えます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

最後に、この落書き事件からですね、いろんな地元の人から意見をもらいました。

その中で、僕がこれはいけないなと思ったのが、防災と人権なんです。もし津波が起こって、避難場所で生活しなければならなくなったときに、見えないものが自分たちにはあるんだ、こう言うんです。こうなったときに、ほんとに今のままでいいのか。この社会でいいのかと思ったことです。

この問題、小さい子どもから高齢者まで絶対に必要だと僕は思っているんですけども、これからのこの防災と人権、この事件から見えてきたものがいっぱいあると思うんです。そこらへんどうでしょう。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

澳本議員おっしゃられるように、防災と人権はもう切っても切れないというふうに考えております。特に被災した後のことで考えますと、お互いがお互いを思いやる、どういう状況か分かるといったことがないと、その後の被災された方の心のケアだったりとか、そんなことを考えたときには、人権はかなり中心になって考えていかななくてはならない問題だととらえています。

そうしたところで、防災に関しましては人権のみならず、いろんなところとつながってます。それぞれやっぱり地域の中で考えていく中で、自分たちの生活を守るためには何が必要かといったところを考えると、その強みが今度防災につながっていきます。そうしたところで、今まで学校の中では防災教育プログラムいうことをやってきました。また、地区の中では地区防災計画の中で避難所に対する動きであったりとか、そんなところを考えていく機会があります。そうしたところではもう言わずもがな、どうしても人権を考えていかないと、自分たちのこれから進めていくことが進んでいかないということが見えてくると思います。

また、それだけではなくて、先ほど来言ってますように教育委員会、また地域住民課等ともまた話をしながら、防災と人権についてこれから考えていきたいというふうに思っています。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひとも、そういった対策を進めていってほしいと思います。

もうお屋になりましたけども、今回のこの事件で、事件、事件ですね。事件でですね、大事なのはやっぱり人と人がしっかりと熱い想いで結んで、そして、人と人がしっかりと光輝く町。ほんとにこれが大事なんじゃないかと思っております。人を大切にする。そして、人権をしっかりと守っていく黒潮町に自分たちも一生懸命頑張っていきますので、共に頑張っていきましょう。

以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 04分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

5 番（浅野修一君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問の方へいきたいと思っております。

令和元年、2 期目初の一般質問でございます。執行部の皆さんには、明確な、素晴らしい答弁の方をよろし

くお願い致します。

今回、3問の質問の方を構えらしてもらってまして、早速入ります。

まず1番目に、子育て支援についてでございます。

黒潮町におきましては、少子化問題への対策としてさまざまな施策を打ってまいりました。家庭保育の保護者への補助金の支給や保護者のニーズに合わせた一時預かり、支援センターの充実により保育所へのスムーズな入所への導きなど、他の自治体よりも手厚い支援を行ってきたと思っております。

喜ばしいことに、移住者対策による効果や町内の出生率の好評といったこともありまして、園児の増加が見られております。保育所は定員に達しようとしておるところであります。

しかしですね、このままでは待機児童を生みかねないのではないかというような状態でもありまして、その不安がございます。

そういったことで、カッコ1としまして、町として今後、保育所の定員等の問題をどうとらえ、どう対策を取るのかを聞きたいと思えます。

町内4つの保育所があるわけでございますが、現在、ほとんどが定員に達したか、またはあと1、2名というふうなところで推移をしておると思えます。

3月の一般質問では、時間帯とか、期間も8月いっぱいまでとかいうことで保育の配置の増員の提案も致しましたが、現状はそんなことも言っておられないような緊急事態といえますか、そういう状態だと思っております。保護者も、不安と一応不満も抱えた保護者さんもおられるようでございます。

このことを踏まえまして、執行部の考えを問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは浅野議員の、子育て支援に関する1番目のご質問にお答えを致します。

ご質問の保育所の定員に関しましては、認可定員と利用定員の2種類の構えがあります。

認可定員は、保育所施設の設置に当たり法に基づいて認可された定員で、施設の定員要領を定めたものになります。

一方、利用定員につきましては、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援法において設けられた定員の考え方で、施設給付費の単価水準、公定価格と言いますけども。それを決めるために、それぞれの施設について認可定員の範囲内で毎年度設定するものでございます。

利用定員は、認可定員と一致をさせることが原則ですけれども、恒常的に利用定員が少ない場合は、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映をして設定をすることが可能です。

当町では本年度、佐賀保育所および大方くじら保育所につきましては、認可定員80人に対して利用定員80人の設定。大方中央保育所は、認可定員180人に対して利用定員は140人の設定。南部保育所は、認可定員に40人に対して利用定員20人の設定としておりまして、黒潮町全体で、認可定員380人に対して320人の利用設定をしているところです。

現在、279名の児童が入所しておりますので、認可定員に対しては約100人、利用定員に対しては約40人の入所余裕があることになっております。

なお、認可定員を超えない範囲内で、利用定員を超えて入所を受け入れることは認められております。

ただし、保育所によりましては認可定員まで余裕のない入所人員になっている保育所がありまして、このような保育所が認可定員まで達した後に入所希望があった場合には、保護者には他の保育所への入所をお願いす

ることになります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今、教育長の方からあったように、認可定員から言いますと 100 名余りの余裕があるというふうな答弁だったかと思いますが。

上川口の方にはくじら保育所というのがありますけど、その他の 3 園もそうなのですが、特に今はくじら保育所の方が人気があるようでございまして。まあ、他の 3 園も当然人気があるわけですが。保育保護者の方と職員の協力体制いいですか、それがすごく良好な園というふうにお伺いしています。何の行事に至っても大勢の保護者とか家族が訪れて、すごくにぎやかな保育所運営をされておるようです。

先ほど教育長も申しましたように、その定員 80 名のくじら保育所でございますが、現在 78 名が保育されておるといふ現状だと思います。この 8 月には 1 人増えられるようで、79 名というふうになるようにお伺いしています。ただ、その中で 0 歳に関してはもう既にいっぱいの状態といいですか、保育士さんの関係もございしますが、いっぱいというふうな現状もあろうかと思えます。

あとは把握されてはおることであるとは思いますが、この保育所の定員に対する執行部の、後の質問にも反映してくるがですけど定員に対する執行部の考えといいですか、今後の対策みたいなものは持っておりませんか。

（教育長から「1 番の質問の再質問ですか」との発言あり）

そうです。はい。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

後半の質問の前振りのような形になって、後でのご質問にまた重複するかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思えますけれども。

先ほど言いましたように、基本的にはもう認可定員を超えることはできないということになっております。

それで、利用定員は先ほどご説明しましたように、単価を決める、公定価格を決めるために便宜上設けている定員でございまして、それを超えることについては何らもう問題はないということでございます。

今のところ、先ほど言いました入所に関しては、自分たちはかなり余裕があるというふうな認識を持っておりますが、今ご指摘のありました 0 歳児につきましては、受け持ち人数が 1 対 3、乳児 3 名に対して 1 名の保育士を目安として配置をしなければならないという基準になっておりまして、産休明け、あるいは育休明けで子どもを預けたいという方が年度途中でどれぐらいいらっしゃるかというのはなかなか把握できない状況の中で希望があった場合については随時、臨時職員の方をお願いをして対応をしているということになっております。

従いまして、これからもその入所の希望に準じて、応じて、皆さんに待機をさせないような対応を取っていただきたいというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

2番、3番にも関連したような再質問というふうなことで、やっとならぬと丸を当てたことかと思いますが、その質問はその質問としまして。

以前は、町長をはじめとする職員、執行部の方は保育所訪問を実施されていると思うのですが、現状についてはそういった意味である程度の把握も、教育長ほかの執行部の方も把握はできておられると思うわけですが。

ここでちょっと僕聞きたいがですけど、現場はどうだったんです。どのように感じられましたか。ちょっと行かれた方、おられるらうか。町長も含め教育長も。

お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

4月新年度に入りまして、全保育所、それから小学校中学校、私の方で学校訪問、保育所訪問をさせていただきました。児童生徒の様子、それから新しく来られた先生方の、学校でありましたら授業風景。それから、保育所でありましたら新しくクラスを持たれた先生の状況等を見させていただきました。

保育所につきましては、4月の9日と10日だったと思いますけれども、2日間かけて保育所を訪問させていただきました。

感想と致しましては、おおむね順調なスタートを切っていただいているのではないかなというふうに思います。ただし、入所式間もない、1週間もたたない頃でしたので、まあ小さい子はあちこちで泣き叫ぶ。そのような子どもたちを上手にあやしながら保育をされている姿が非常に印象的でありました。これは年間問わず保育所に行って感じることでございますけれども、ほんとにあちこちで思いっきり遊んでいる子どもたちを上手に、安全に保育をされている先生方の苦労というのはもう並々ならないものがあるなあというふうに思いますけれども、保育所長には言いましたけれども、それが申し訳ないですけども仕事ですから頑張ってくださいということ、現場の先生方には申し上げているところでございます。

今月もまた、教育委員さんと事務局の職員含めて、保育所、学校訪問をする予定になっておりますので、これからも随時時間を見つけて保育所等には訪問をさせていただいて、児童生徒の様子、保護者の皆さんからのいろんな意見をお聞きをしながら運営を進めてまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

本当にありがとうございます。

以前からも訪問はされていたこととは思いますけど、近年頻りに訪問の方をしていただいているようなので。やっぱり現場を見るというのが一番大事なことでありたいと思いますのでその折にも、言葉は悪いかもしれませんが上から目線でなく対等といいますか、所長をはじめ副所長、その他職員の方とも同じ目線の同じ立ち位置での聴き取りといいますか、こういったことも大変必要になってこようかと思っておりますので、これを続けてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでですね、先ほどの件、ちょっと教育長、確認なんですけど。

くじら保育所、認可定員の方が80名ですよ。これは超えることができない、ということでよろしいですね。先ほども申し上げましたけども、くじら保育園に関しても、この8月で79名になろうとしております。そう

いった意味で、その定員の問題の質問というのがその部分でして。くじら保育所、増える要素というか、将来的にこれからあろうかと思うがですけど、その定員の見直しはその保育所の施設、規模の現状から無理なんじゃないかと自分は思っておりますが。

そういった意味でこの定員の見直しという意味は、そういった施設のことも関連してどのように考えておるのか。そのへんをちょっと聞きたいと思ひましてこの質問をさせてもらってますので、将来的なその展望をお聞かせ願いますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今ご説明ありましたように、くじら保育所は認可定員80名のところを利用定員80名設定をしております、現在78名の入所になっております。この先、もう1名の方が入所したいという希望が届けられていることは承知をしております。

仮に80名に達して以後、くじら保育所に入所を希望された場合は、先ほどご説明しましたように、他の保育所への入所をお願いをしたいと考えております。一番いいのは、大方中央保育所が180の認可定員に対しまして現在115名ということで余裕もございますので、中央保育所でありますとか、あるいは佐賀保育所とか、そういう所への入所をお願いをするということになろうかと思ひます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

そうですね。そういう手と申しますか、そういう方法しか現状はないんじゃないかと思ひます。

ただ、その保育所に預けてもですね、保護者さんが迎えに行かなくてはいけない。預けることができて、迎えに行かれないから中央では駄目っていうふうな保護者の方もおろうかと思うがですよ。それをあえて、中央保育所が空いてるから中央保育所だったらいいですよっていうのは、定員の部分からそのくじら保育所の担当いたしますか地区としてちょっと無理があり過ぎて、いかがなものかというふうなことを思うわけです。

それと、佐賀保育所もずっといっぱい状態になりかけているというか、まだ待っておられる方も3名、4名ですか、おられるようながですよ。

その方も佐賀から中央へというふうなお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

今後は入所を希望している情報につきまして担当の方に確認を致しますと、産休明けあるいは育休明けで0歳児を預けることができますかという、ご相談の電話が3件あったようでございます。

その際に担当の方は、定員があつて、今いっぱいいっぱい、人が見つけてからの受付になりますので、確実にすぐということにはなりませんけれども、入所希望を出していただけましたら一生懸命職員は探しますというふうにお答えをされていて、その方については以後、入所の申請は出ていないというふう聞いております。

1名につきましては、10月以降に0歳児入所をしたいという方がいらっしやいまして。この方については今、保育所の方でその0歳児の、職員の増をしなくてははいけませんので、それについて雇用をしていただく予定の

方に内諾をいただいているということなので、希望どおり入所は受付をできるというふうと考えております。

そのほかの方が、どこの地区の方がどの保育所に入所したいかという情報につきましては、承知を致しておりません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

把握はされてるようなので、問題意識も当然持つておられるとは思いますがですけど。

このことについては町として一貫して言われておるのが国の方針といいますか、国が言う範囲内の保育をすればよいというふうなこと。

また、黒潮町は十分手厚い保育を行っているとの答弁のように自分は聞けてならんわけですが、前回も申し上げましたけど、国の方は人づくりにも動いてるがですよね。人づくりっていうのは、自分の思いの中ではこの幼児期。この幼児期に人づくりっていうのは 70 パー、80 パー、ほんとに出来上がる部分もあろうかと思うがです。そういった意味で、ずっとこの子育て支援については質問の方をさせてもらいようわけですが。

やっぱり町として独自性を持った施策といいますか、進路変更ではないですけどそういった道を進むべきではないかというふうに思うわけですが、将来の展望を含めてですね、再度になりますけど、この点どういうふうにお考えですか。現状維持のままですか。

（教育長から「定員に関してですか」などの発言あり）

今、定員です。

受け持ちも、よろしければ。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

定員につきましては、先ほど法で定められた基準がありますと。それに準じて当町も職員の配置をしていますというふうにご説明をしましたけれども。

じゃあ、各クラスがいっぱいいっぱいの人数で保育士が持つてるかという、必ずしもそうではございません。まあ 0 歳児につきましては 3 対 1 なので、どうしても 1 人、2 人増えると職員が 1 人要るとような状況でかなり、3 対 1 でいっぱい持っている場面が多いですけども、そのほかの 2 歳、3 歳、4 歳につきましては、国の基準の例えば半分以下の人数に対して受け持ちをしているというパターンが大体多くございます。

それ以外に、当町は保育士に特定のクラスを指定せずに加配をしておりますので、私どもとしては国の基準以上の職員の配置をしているというふうに思っておりますので、これからもその基準に乗って、これまでの保育現場とのお互いの申し合わせ事項に準じて、保育士の配置をしていきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

今、加配の話も出ましたけど、加配については手厚い、保護者の方からも感謝されるような手厚い施策を打っておられるというふうには思っております。

ただ、この町の方として、ずっと言ってます。0 歳から 2 歳の部分においては、ちょっと質問と離れるかもしれませんが、やっぱり国の基準、国の基準ということで。先ほども保育所訪問されたということですけど、ギ

ヤーギャー泣きようとも見たとかいうふうな言葉もありましたけど、やっぱりそういった部分の手厚さをもう少し厚くすべきではないかと思います。

それで、気になりますとかあれなのですが、国の基準の認可定員の方ですが、これは後の方で言いますか。分かりました。

いずれに致しましてもですね、定員を超えるような現状がありますんで、それに対する何らかの方策いいますか施策の方も考えていかないと、子どもがあふれるような町では人も集まらんとしますので、その点一度よく検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それでここに、ちょっと前後しましたが6月7日の新聞があるのですが、今の発言と重複しますけど、黒潮町初の社会増29人というふうなことで、昨年度の移住子育て支援が奏功したというふうなことで書いておりますが。

当町も、昨年度の転入が348。これに対して転出が319で、社会増29名というふうなことでなっております。町長もこれは、移住の対策の充実が功を奏したというようなことで、それについては地域の協力も社会増を後押ししておるんじゃないか。今年度の目標は増減ゼロにしておるが、これからも社会増を続けていきたいと申しております。

そういった意味も含めて、この定員の問題と申しますか。結局はこれ、定員定員と言いますが、施設の問題にもなってくるがですね。1人当りの面積であるとか施設の面積が制限されておる関係もありますんで。そういった意味での、この定員という意味合いも自分は持ちこたったものでちょっと分かりにくかったと思えますけど。

そういったことに関してはどのようにお考えでしょうか。施設の方が、もうこの定員でいっぱいということもあるがじゃないでしょうか。施設の面積が今の定員でいっぱいであるということがあろうかと思いますが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほどご説明しましたように、認可定員というのは、施設を建設する際の容量的に国から認可を受けた定員と。それが面積掛ける児童数ということになってくるわけですが。

今、佐賀保育所が認可定員80に対して68名、くじら保育所が80に対して78名、中央が180名に対して115名、南部が40名に対して18名ということでございますので、くじら保育所につきましてはかなり認可定員に関して限界が近づいておりますけれども、黒潮町全体では、子どもの人数に対する施設面積、これが認可定員の根拠になるわけですが。法に基づく面積というのは、いっぱいいっぱいになっていると認識はございません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

先ほど来申し上げてますが、国の基準であるとか、そういったことは法律で決まった部分が守られてるわけですが、法律内であれば町独自のことは構わん部分があると思いますので、その部分はぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほどの町内全域で考えるというふうなお話ですけど、それにはちょっと無理があるんじゃないかと。預けっ放しではいかんわけで、そのへんまで考えてのことながですか。何がその定員、町内全域で何

百人定員があるんだから、それまでは対応はしないっていうふう聞こえるがですけど。これでは、各地区地区に子どもさんを持っておられる方、安心して預けられないんじゃないでしょうか。

ただ、勤務によっては、朝行きがけに中央に預けて帰りに中央からというふうなことになって帰られるというふうなこともあろうかと思えますけど、そればかりではないと思えますし。

そういう意味では、ちょっと町民の住民の方に無理を言ってる部分が往々にしてあるんじゃないかと思うがですけど、その点どのように思いますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

確かにご指摘のように、入所したい保育所に入れられないという場合が生じましたら、入所希望される保護者の方にはご不便をお掛けすることに当然なろうかと思えます。

ただし、今ご説明しましたように全体の定員に関しての入所者数というのが、私どもとしてはかなり余裕がございますので、そこらへんは1人、2人足りないからすぐに、例えば施設の増をするのかということには、財政上も含めてなりにくいのかなというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

また、候補者の方からすればつらい話やと思えます。

庁舎内全体でこの件はちょっと検討を願ひ出ると。願わんといかん部分ではあろうかと思えますので、今後の課題に皆さん持ちよっていただきたいと思えます。

ほんと子育てっていうのは、先ほども申し上げました人づくりになると思えます。保育というのが特に、この大事な幼児期をいかに子どもたちの気持ちいいですか。昔だったら3世代同居とかいうことで、おじいちゃんおばあちゃんが見てくれて。そういう時代もあったがですけど、それが良かったがですけど、今は悲しいかな核家族。そういう現状もありますんで、そのことも踏まえて自分たちが育った実状とは現状は違うんだということもよく考えていただいて、今後の対策の方はぜひお願いしたいと思えます。

これでカッコ1の方は終わりたいと思えますが。

続いて、カッコ2の方です。重複する部分が随分、2、3とあるわけですが。

現在、待機児童はいないかについてですが、待機児童っていう言葉自体を、自分としては黒潮町では聞いたくない言葉の一つであります。

この待機児童という言葉自体も、そのとらえ方によって、これは待機児童ではないというふうなとらえ方も、受け止め方もできる場合があると思えますけど。

この点、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、待機児童に関するご質問にお答えを致します。

1番目のご質問でご説明しました、認可定員を超えているということを理由に待機をさせていただいている児童はございません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

先ほども申し上げましたが、とらえ方によって待機児童でないというふうなことになる場合があると思うがですけどね。

保護者の方はですね、保育所に預けたいけれども現状入所できないというふうなことで、おじいちゃんおばあちゃんが来てくれておるとか、もう1個は、育児休暇を会社の方に言って延長ができたとか。で、家で見れるからうれしいというふうな保護者の方も、当然おるがですね。自分が見れるというふうなことで。

自分からすれば、どちらも待機児童ではないかというふうに思うわけです。そういった意味では教育長、今、待機児童はいませんというふうな答弁やったかですけど、自分からすれば待機児童になるかなというふうに思っております。

今言いましたようにね、待機児童って自分が思っている家庭の保護者の方が、家で無理に保育をしているという場合もあるかと思うがですよ。無理に言うたら子どもに悪いですけど、否が応でも保育の方を家庭でしておられる方もおると思うがですよ。

こういった方は、子どもさんは待機児童ではないのでしょうかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、待機児童という言い方が最近出てきたのは、都市部での問題が原因ではなかろうかと思えます。要は、保育所に入りたいのに定員がいっぱいで、その自治体の保育所全体の定員がいっぱいで、どこも空いていない。だから入れませんということで待機児童というふうになっているのが、待機児童の語源ではなかろうかというふうに私は理解をしております。

先ほど言いましたように、当町は町全体の定員に対して100人の入所余裕があるわけですから、その私の理解で言うと待機児童はいないということになります。

議員がおっしゃられますように、保育園に入る年齢なんだけれども家にいるというのを待機児童というふうにご説明をされると、少し議会を傍聴されてる方は誤解を招くのではないかというふうに思えます。もしその方が保育所に入りたのであれば入所申請を出していただければ、我々としては先ほど申しましたように、余裕がありましたらその保育所に入れますし、もし定員を超えているのであれば他の保育所への入所をお願いをするということになりますけれども、現時点でそのような入所の申請は出ておりませんので、私どもとしては待機児童はいないという認識がございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

教育長の言われることはもっともかなとも思いますけど。

ただですね、家の方で預けずに、仮にですけど、仮に預けたい。預けたいけど、先ほどにまた戻りますけど、中央まではよう行かないと。佐賀保育所だったら行けると。それなら仕事へも行けるといことで預けられない方は待機児童じゃないんですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

現実問題そのようなご相談を受けたということは、担当からご報告を受けておりません。

仮に、くじらだったら近くだから送迎ができるけれども中央になったらなかなか車もないのでという方に方関しては、個別にご相談に応じることが可能だというふうに思います。といいますのは、スクールバス等の組み合わせで送迎もできないことありませんので、そういう場合についてはご相談に最大限乗らせていただきたいと思っておりますけれども、現時点でそのようなことを理由に入所申請を取り下げた、うちの方からそんな対応はできないのでということで入所申請を取り下げられたという例は聞き及んでおりません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

私の調査不足というか、あれながでしょうかね。そういったことも聞いたわけで今回質問をしたわけですが。

2 番の質問はこれで終わりますが、ぜひとも黒潮町からは待機児童という言葉は聞きたくありませんので、ないような施策の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3 番に移ります。

カッコ3 としまして、保育士不足の現状をどのようにとらえているか。また、これについてこれまで以上の対策や考えはあるか、についてでございます。

現状、言葉は悪いかもしれませんが、この保育士不足の件についてはですね、保育所の方に自分からすると丸投げというふうな感がすごく強くありまして。現状から見ると、やっぱり町全体いいますか、教育委員会も含め町全体が動くべきやないかと。

保育士不足で、それぞれの方が保育士の方を当たってます。所長は当然、副所長もみんなが当たってます。あと、知り合いとかの知り合い。そういったことで当たってるわけですが、今のままでは保育士不足の現状を打破できないと思ひます。

それについて答弁の方をお願ひします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、保育士不足の現状についてのご質問にお答えをしたいと思います。

保育所の入所児童数は、4 月当初、最低数として3 月、年度末にピークを迎えるというのが一般的なパターンであります。年度途中の入所については、その都度対応をしているということでございます。

ご存じのように、保育所では年齢ごとの保育士の受け持ちの人数が法で定められており、途中入所により受け持ち人数を超えて入所を受け入れなければならなくなった場合は、臨時職員を雇って対応をしているところです。

特に0 歳児は、受け持ち定員が保育士1 名に対して3 名の児童となっているため、産休明け、あるいは育休明けで入所希望が多く出た場合、さらに多くの職員が必要になるという現実があります。

ご指摘のように、例年これらの対応をしていただける保育士の確保には困難を極めており、常時、ハローワークへの登録や高知県社会福祉協議会が運営をしている紹介サイトに登録をしておりますけれども、これらを通じての紹介はほぼないと言ってよく、教育委員会担当者や保育所長らが人材確保に奔走をしているというのが現状でございます。

また、保育に当たる保育士は有資格者が望ましいのですけれども、必ずしも有資格者ばかり確保できるとは限らず、無資格の方には有資格と同じクラスを担当していただくなど、法に抵触しない範囲で業務に当たっていただいておりますけれども、早朝や夕刻の職員が少なくなる時間帯の保育を担っていただけない場合があるなどの課題がありました。

これらは県内のほとんどの市町村が有していた課題でありましたことから、高知県がこれらの課題を解決するために子育て支援員研修制度を設け、この研修を受講した者は保育士資格の有資格者に準じて一定の業務に当たれることになりました。

当町でも、将来、保育所に雇用している資格を有していない方に積極的にこの研修の受講をお願いをし、平成29年度は1名、30年度は6名の方に受講をしていただきました。本年度も2名の方に受講をしていただく予定となっております。

なお、本研修を受講していただく方は、現に当町の保育所職員として臨時的に任用されている方で、希望者として研修は勤務扱いとして取り扱いをさせていただいております。

しかし、このような対応を駆使を致しましても、今後予想される途中入所への対応は非常に厳しいものがあると想像されますけれども、保育所に入所される方、希望される方全員が入所でき、待機児童が出ないように、今後も最大限の対応を取ってまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

その研修制度の方ですが、募集は委員会の方から掛けようがですか。年に1回とか頻度いいですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

これは県が実施をする研修制度でございますので、研修のご案内がありましたら保育所長を通じて該当の方にお知らせをし、受講をお願いをするということになります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

これはそしたら、教育委員会からはその募集に関しては関わってないというか、もう所長の方に任せてということですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

保育所長を通じて希望者を募ります。

で、先ほど申しましたように、その方は本来保育所に勤務をしていただいている方でございますので、出張扱いという形で研修に参加をしていただきます。

ですから、誰れさんが研修に参加しますというふうにまず事前にお知らせをしていただき、研修日には出張扱いで研修に参加をしていただくということになります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

いずれにしても、保育所の所長の方からの投げ掛けでやっておられるわけですね。

所長もね、いろいろ報告であるとか、いろいろお忙しいようでありまして、それとですね、やっぱり限られてくると思うがですね。そういった制度にも、こういう制度があるから行っていただけないかとかいう、その声掛けはいいですか。今もそういったように、現在も来ておられる方の無資格の方にそういう制度を受けていただくというふうなことらしいのですが、これでは足りませんよね。現状、足りない部分があるわけなんです。

将来も見たときにですね、やっぱり町の職員さんが大勢おるわけですね。もう、こちらにも執行部の方たくさんおられますけど、まだまだ一般の職員さんもおまして、そういった方からも情報収集はいいですか。これもですね、その保育の方を誰でもかれでもというわけには当然いかんと思います。保育所やなくても託児所であるとかそういった所に経験のある方とか、そういう保育に関して慣れた方であったり、言葉は悪いですが適当といいますか適切な方に絞られてこようかと思えますけど、こういった意味でも全職員さんからそういった情報も引き上げてやっていかんと、これ追いつかんと思うがですよ。それに、所長だけに任かすことではないと思うがですよ。そうせんと、その子どもたちはあぶれてしまいます。このままやったら。僕はそう思います。

人探しというのは、やっぱり大勢の人でやれば当然だと思えますが、より多くの人材を発掘できると思えます。探せると思えます。そういった方策も取っていかんと、所長に任せちゃったらというふうなことにしか僕の耳には入ってこんので。そうじゃなくて、全体でそういった取り組みをぜひやっていただきたいと思えます。そうでないと間に合わんと思えますよ、ほんとに。この保育士不足は黒潮町に限らず、ほかの市町村でも困ってる部分ですけど、その部分を打開するためにはやっぱりそういった取り組みの方も考えていただけたらと思えます。そうでないとですね、この今の現状を続けていくとほんと、僕は黒潮町に危機感しかよう持たんようになって思えます。

ほんとに、冒頭に言いましたけど人づくりながですよ、子育ては。この幼児期に大事に大事に育ててあげれば、必ず黒潮町へまた、いったん出ても黒潮町へ必ず帰ってきてくれると思えます。この時期を逃すべきではないと思ひまして今回の質問を、再々なんですけどさせてもらいました。

それと、先ほどの新聞でも言いましたけど移住の関係もありまして、小さい子どもさんをお連れになったご家族の方もこれからは十分考えられると思えます。出生率上がるとか、そういったのはまた別のことですね。移住を促進しておる黒潮町にとってですよ、子どもさん連れで来ていただいたらもうありがたいことですよ、ほんとに。それを望んで、町長も先頭に立ってやっておられると思えますので。

そういった意味も含めましてですね、やっぱり移住者の方が安心して来られるようなまちづくりをしていただきたいと思えますので。全町で人探しをするというふうな手法もあろうかと思えます。ほかにもいろいろあろうかと思えますのでもっと町全体で、ほんと大事やと思うがですよ。これそのままにしちゃったら。ぜひその点は、庁舎全体の問題として取り組んでいただきたいと思えます。移住者をもっと増やしましょうよ。受け入れ体制をちゃんとして。そうでないと、保育所へ入れないみたいだよっていうふうなことで、やまりになる場合もあろうかと思えます。

ぜひ庁舎全体の問題として今後取り組んでいただきたいと思えますのでよろしくお願い致しまして、子育て支援については終わります。

続きまして、2番の防犯対策の方についてでございます。

カッコ1としまして、保育所および小中学校への防犯カメラ設置の現状と今後の対応を問う、について答弁願います。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の、防犯カメラについてお答えを致します。

議員ご質問の、町内の保育所と小学校および中学校で、現在、防犯カメラを設置している施設はございません。

しかしながら、3月議会定例会の一般質問でお答え致しましたが、大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童殺傷事件や、昨年5月に新潟市で発生した下校途中の女子児童の誘拐殺人事件など、児童を巻き込んだ事件が多く発生しています。

従いまして、議員のご指摘のとおり、このような事件の発生を抑止する対策として防犯カメラの設置は有効であると思います。

そこで、防犯カメラの設置の目的について整理致しますと2種類ございます。

1つ目は、学校施設への侵入者を監視する防犯監視システムであり、2つ目は、市街地の通学路や子どもの集う公園などに設置する、子ども見守りカメラです。

1つ目の防犯監視システム設置に関する有効な財源の確保につきまして調査を致しました結果、学校施設環境改善交付金事業大規模（質的整備）防犯対策施設整備工事というのがございまして、国庫補助3分の1の事業が適用されます。

適用となる主な工事は、門やフェンスなどの設置、改修工事。そして、防犯監視システムや通報設備の設置工事。校門と職員室をつなぐインターホン設置工事などが対象になります。

これらの学校施設環境改善交付金事業を活用するためには、施設の長寿命化計画を策定し、事業の実施が計画に登載されていることが条件になります。従いまして、長寿命化計画策定に向け、現在検討を進めているところでございます。

今後、学校現場と協議して、防犯対策施設整備の実施計画について進めてまいりたいと思っております。

また、2つ目の子ども見守りカメラにつきましては、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金により設置費用に対する支援が受けられます。

この補助事業は、街頭犯罪の発生抑止および児童生徒の通学路などの安全を守るための防犯カメラ設置を促進しまして、地域の防犯活動の活性化と安全安心なまちづくりの実現を図ることを目的としているもので、新たに設置する街頭防犯カメラと子ども見守りカメラを対象として、公共空間などを撮影するものについて3分の2の補助金が交付されるものでございます。

街頭防犯カメラは、街頭犯罪を抑止する目的として設置するカメラとなりますが、補助金の対象者が地域防犯活動を取り組む組合、もしくは団体などとなっていることから、黒潮町が設置する場合は子ども見守りカメラとして、児童生徒の通学路、遊び場などにおける安全を確保することを目的として設置することになります。

黒潮町においては既にこの補助金を活用して、議員もご存じだと思いますが、土佐くろしお鉄道佐賀駅前と、そして入野駅前前の2カ所に子ども見守りカメラを設置しております。

今年度は、三浦小学校校門前と、そして土佐くろしお鉄道佐賀駅下のガード付近の2カ所で申請をし、予算確保を行っております。

今後も関係機関と協議の上、子ども見守りカメラの設置個所の増加に向け検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今年度はその三浦と佐賀は、もう 8 個ほどできちゅうがですね。

途中の申請いうのもかまんがですか、これは。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

浅野議員の再質問にお答えします。

この補助事業の途中の申請ということでございますが、まずは、私たち黒潮町の予算を確保してからということになりますので、それと併せて、県の総事業費の枠がどれだけあるのかによって決まります。

ですから、可能であるかどうかは県の方に相談をすることになります。

ただし、申請については随時受け付けているというふう聞いております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

県の方もね、いくらでもというふうなものではないと思いますので、その総事業費の関係もありますんで。

ぜひ、ほかの市町村もやっぱりこういった取り組み、こっだけ具体的に、ほんとに事件ばかり事件ばかり毎日毎日賑やかしてますので、他の市町村もそういった方向性を持って安心安全を求めていこうとしてると思いますんで、ぜひその受付方法といいますか、保育所であるとか小中学校であるとかからの要望によって動くのではなくてですよ、もう黒潮町は安心安全を売りにしようというふうなこと、アピールになると思うがですよ。黒潮町はそのときあそこへ行ったら、悪いことしよったらすぐに捕まるぞというふうな町にすべきやと思うがですよ。そうすれば、自然と人も集まりやすくなると思いますので。そういった予算のこともあろうかと思いますが、ぜひ委員会の方から語り掛けるとか、総務の方から語り掛けるとか、ほかの課、自分の守備範囲いいですか、そういった所にはぜひどんどん広げていくべきやと自分は思ってます。

それにはプライバシーの問題もありますので、どこでもここでもいかにわけであったり、住民の方の当然ご協力も得んと話にならんわけ。そういったことへの努力も必要にはなってきますけど、やっぱり安心安全なまちづくりというのはそういうところから始まると思いますし。

ほんとに、忘れられました。またまた新聞にもありますけど、これ、ちょっと古い 3 月のあれですけど、防犯カメラ追跡に威力というふうなことで。とんでもない、東京の目黒区の閑静なすごい豪邸の建った住宅地に県外から、しかも県外からですよ。この近くの間人とかじゃなくて県外から来て犯罪を起こして、殺人を起こして、そこでお金を奪って逃げろうとしよりましたけど、防犯カメラの追跡、追跡、追跡。東京のことですので、ほうぼうにやっぱ防犯カメラあるがですね。コンビニであるとか、主要な公共の部分もそうでしょうしいろんな所に防犯カメラがあって、それをどんどんどんつないでつないでいったら逃走経路も分かって、どこで凶器を買ったかも分かって。そういう追跡が、防犯カメラができるがですね。ほんと、現在の防犯の最先

端の武器やと思います。

そういった意味も含めですね、子どもたちの安全安心もそうですけど、住民の方の命を守るっていう大前提。このことから、町としてぜひこれを広げていただきたい。そうすれば、この事件解決が早いわけです。早ければ、ほかからも来にくくなるわけで、そういったことで町民の方にぜひ安心安全を与えていただけたらと思います。

それと、確認ながですけど。

町内全保育所、全小中学校に防犯カメラ設置というふうな計画は持ってませんか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

浅野議員の再質問にお答えします。

全ての小学校、保育所の方に、その監視カメラ、防犯カメラでしょうか、そちらの方の設置をということですが。これは先ほどお答え致しましたように、その施設を整備するために長寿命化計画というものを立てなければいけないことになってます。それを受けなければですね、補助金を財源とすることができません。一般財源でやるとすればそういうことにはかかりませんが、やはり有効な財源がありますので、それを活用したいと思っております。

従いまして、今のところはその計画をまだ検討中のごさいます、全ての保育所、学校に監視カメラ設置の分についてはまだこれから検討をさせていただいておりますので、お時間を頂きたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ぜひ、早期にも検討していただいでですね。

長寿命化っていうのは、施設の耐久性のことですか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

長寿命化というのは、その施設の老朽個所をチェック致しまして、それをいつの時点で改修していくのか。それで長く使えるようにしていくという計画でございます。

対応年数がございすが、その対応年数の範囲内でその施設を機能的に、そして子どもたちが安全に使うことができるような部分の計画でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

分かりました。

結構古い学校なんかもあるのでちょっと大変な部分はあろうかと思ひすが、対応できる部分が可能であればそういったことも検討していただければと思ひすが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、いろいろ申し上げましたが、この安心安全の部分で町長はあれですか、防犯カメラに対してどういうふうな見解をお持ちです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

この前の議論でも出ましたけれども、ある一定の抑止効果があるというのは間違いないお話だと思います。ただ、防犯カメラを設置したからこれで安全性が保たれたというにはほど遠いと、自分は認識しています。区長会のことなどでもこういったご意見は出ますけれども、やっぱり議論などで出てくるように、例えば今、見守り隊を結成していただいていたたり、あるいはスクールガード・リーダーさんがおられたり、こういった活動の方が僕はよっぽど大事だと思っていて。それを補完するためにカメラということであれば、僕は積極的にやればよろしいかと思えますけれども、それをもって全て完了するという類のものではないというのが僕の認識です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

自分も当然、その防犯カメラ据えたからって 100 パーセント安全とは考えんわけですが、防犯カメラの威力と申しますか、先ほど新聞の方も紹介しましたがそういったこともありますんで。人が見てない所をカメラが見ているというふうなことでですね、ずっと見てくれるがですね。自分も見守り隊やっておりますけど、そのときしか見れないっていう、何か歯がゆいところもあつたりするもので。それを補完いたしますか補う部分においては防犯カメラ、ほんと有効だと思いますので、ぜひ将来、庁舎内でそういった部分も検討願えたらと思います。そうせんと、ほんとに都会であるとか田舎であるとか関係ないですもん。現状。あんな所であんな事件があるんだっていうようなこと、もう毎日聞くじゃないですか。そんなこと黒潮町の中で起こさないようにしましょうよ。そうすれば、町民の方はうんと安心やと思います。

先ほども申し上げましたプライバシーのこともありますんで難しいところはありますけど、やっぱりその部分も誠心誠意対応すれば、住民の方も十分分かっていただけると思いますんで、ぜひこのことを続けて進めていただけたらと思います。ぜひ、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

そしたらカッコ 1 の方は終わりました、カッコ 2 の方に移ります。

カッコ 2 としまして、ちょっとダブってしまいました。今まであえてお話したことにもなりますが、今の学校であるとか保育所であるとかの部分への防犯カメラのことでありましたので。

カッコ 2 としまして、昨今の事件発生状況からも、町内の要所への防犯カメラ設置が必要ではないかについて、答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の、防犯カメラの設置についてお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たず、どこにいても安全と言い切れないような衝撃的な事件が続発をしている中で、子どもたちを確実に守るためにはどのような方法を取るか、あらゆる手段を検討する必要がありますと思えます。

その手段の一つと致しまして、議員のご指摘のとおり、防犯カメラは有効な手段であると思います。
従いまして、設置個所について保護者や地域関係者の皆さんのご協力をいただき、通学路の合同点検を8月
末までに実施を致します。

その結果を踏まえて、黒潮町通学路安全対策連絡協議会を開催し、総合的かつ計画的に子ども見守りカメラ
を設置を進めていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

委員会の方が出てきたのでびっくりしたんですが。

カッコ 2、町内の要所への防犯カメラということで、学校、保育所関係ない所というか、海水浴場である
か人が多く集まる所ですよね。公園であるとか。そういった部分の質問のつもりでございましたので、このカ
ッコ 2については学校関係に限ったことだけではないのでちょっと戸惑いましたが。

要所要所というのは、先ほど言いました人が多く集まる所ですね。そういった所への防犯カメラの設置があ
れば動きが分かるというふうなことで、この質問をさせてもらいました。

最近では外国の方も結構来られますし、全然この近辺でない方、県外はもちろん国外の方まで来られるよ
うな時代ですので。そういった意味でその要所要所、今のくろしお鉄道、入野と佐賀にはありますけど、ほかの、
例えば人の集まる所。そういった所もしっかりと防犯カメラで監視すべきではないかという思いで、この質問
を出しております。

そういった意味で、違う課の方はそれをどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

防犯カメラ設置については、先ほど教育次長からもご説明がありましたように、高知県街頭防犯カメラ等の
設置支援事業補助金で設置費用に対する支援が受けられることとなっています。これがどうしても財政的に有
利ということで、それにより整備を進めていくということになります。

街頭防犯カメラに関しては、街頭犯罪を抑止する目的として設置するカメラとなりますけども、これも先ほ
ど教育次長の方からお話がありましたように、それに関しては地域防犯活動に取り組む組合もしくは団体が主
体となって設置する場合ということになっております。

ですので、町が主体となって設置する場合には、やはり子ども見守りカメラを中心として整備を進めてい
って、それから後の対応といったことになろうかと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

当然、補助金がある部分については補助金を使うのが、町としては第一であるとは思いますが。町民の大事な
税金を使わずに済む部分があるので。

ただ、防災についてもそうですけど、そんなこと言ってもらえないときは町の財源取ってでもやらんといかん
ことが当然あるかと思っておりますので、そのへんを補助金枠からだけではなくですね、その必要性に応じた対応

の方を町も考えていただかんといかんと自分は思いますので、ぜひその点はよろしくお願いします。

ほんで何度もになりますけど、防犯カメラの威力というものをもう少し高く評価いただけたらと思います。

次長、前に、1台幾らとかっていうあれ、もう一度構いませんか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

子ども見守りカメラの1台当たりの設置費用でございますが、約60万円という形で計上をさせていただきます。

そのうち、県の補助金限度額が45万円ということで、その3分の2が補助金の対応になります。

従いまして、30万円が補助金となりますので、60万円の利用に対して約、実質的には2分の1の補助ということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

60万、45万、結局は、町の持ち出しは15万。

（教育次長から「30万」との発言あり）

30万。

（教育次長から「はい」との発言あり）

60万で45万で。

（教育次長から「30万円しか補助金がないので、限度額が45万円です。ですから、町内持ち出しが30万、県の方が30万、2分の1です。」との発言あり）

はい、ありがとうございました。すいません。

いずれにしても30万ということなので、それが高いか安いかはよく考えていただいて、町民の方の安心安全を30万で買えたら安いのか高いのか、その点をぜひご検討願いたいと思います。

ほんと、今からの時代これ必要やと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

2番の防犯対策については、これで終わりたいと思います。

続いて、最後の3番の防災、減災についてでございます。

カッコ1と致しまして、弘野地区は以前、新庁舎の候補地にもなったことがございますね。高台にあり、避難場所として有効と考えております。近くには、すぐ下、川の大橋の南側、キャンプ場ですね。その西側には大方球場、その沖側を通る遊歩道とかがありますね。こちらには県内外の多くの人たちが、特に今から暖かくなると、夏場になると多く集まるようになります。

災害時のためにですね、大橋の白い、何かモニュメントっぽい大橋がありますがね、あそこから弘野への避難道を設置できないかについてでございます。

ただ、ここは県有地でございますので、県がもう買収済の分ですんで。今朝ほど来も、矢野議員の方からもその建設のことでございしましたが、ただ、県は結構利用について検討いとか見直しの方をし始めた部分もありますんで、ぜひとも弘野地区は、大橋からもすぐに見える。あそこへ逃げてということで、もう一目瞭然の所でもありますので、ぜひそこを利用しない手はないというふうに思いますので、この質問を出しております。

答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の、大橋から弘野への避難道を設置のご質問についてお答えしたいと思います。

弘野地区の西側につきましては、土佐西南大規模公園区域となっております、災害後における応急期の各種機能配置を検討しているところでございます。

発災後の使用については、公園管理者、高知県でございますけれども、具体的協議を進めることとしております。

弘野地区の県有地につきましては、地域防災計画では避難場所として指定がされておりましたが、アクセスできる経路から避難される方はいると思います。

町内における避難場所への経路となる避難路の整備につきましては、本年度の施工箇所が完成すれば計画路線は全て整備されたこととなります。

完了後の計画外の新たな路線につきましては、基本的に整備する計画はございません。

現状では、新たな避難道の設置につきましては地区からの要望があり、一定の整備する条件が整っているということがあったとしても、他の防災施策、また緊急、優先度により、整備については検討する必要がございます。

大橋から弘野への避難道については、条件面から困難と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

困難ですか。

困難ですけど、課長、あそこ有効だと自分はもう、あそこ避難場所にはもう一番じゃというふうに思っておるわけですが。

県の方もですね、結構緩やかなというか、ちょっと耳にした部分もあってですね、地区で利用してもいいですよみたいな話もあってですね、そういう部分もありまして。何にしろ、あそこというのが一目瞭然ながですね。よっしゃそこへ逃げろということで。

町外の方は特にですね。町内の方は、いろいろそういった情報であり、今までの経験からいろんな知識を持ってるわけですけど、全く持ってない、来たばかりのとかそういう方にはですね、あこの場所ほんとは見えるがですね。今まで、避難道とかいろいろ打ってこられたかもしれんですけど、ほかの避難道よりも見えやすく安全で、一番やと自分は思うでしょうがですけども。そういった意味ではですね、町内の住民の方の命を守ることも大事ですけど、町外からの方を規制するわけにはいかんです。

そういった意味で、今後、検討の余地は全くありませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁します。

このご指摘いただいている法線は、以前県と協議した経過もございまして、先ほど質問の中でも触れていただ

きましたが、今、公園区域の主に縮小を目的とした見直しを掛けるということになっておりまして。その見直しの中で、自分たちもまたこれ新たに申し入れをしたいと思います。

どうしても構造上、多額の工費が掛かることから、先ほど課長が答弁申し上げましたように町が主体的に整備をするということになりますと、他の防災事業の優先順位の兼ね合いで、必ずしも上位に来るかどうかというところ です。

今回ご質問では、大方球場とかキャンプ場のご指摘をいただいておりますが、自分たちが申し入れしたときには海岸利用者の避難経路としてということで申し入れをさせていただいておりますので、できれば今回の縮小の見直しの過程で改めて、その海岸利用者の避難経路として県の方へは手を挙げさせていただこうと思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ぜひですね、県の方には強く推し進めていただきたいと思います。

というのも、避難道としても有効ながですけど、普段いいですか平時は遊歩道としても当然活用できると思います。高台ですの見晴らしもええがですよ。ですので、観光資源いいですかねそういった部分を見越してもほんと、うんと有効な立地条件じゃないかと思います。

普段のみんなが集える場所であり、被災の折には避難できる場所であり、ほんと有効に利用できるんじゃないかと思いますんでね、ぜひその県の方と前向きな話にできるようなお話をさせていただきたいと、このように思います。ぜひできるような話し合いを持っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、1 番の方を終わりたいと思います。

最後、カッコ 2 としまして、錦野団地の道路舗装については、以前、同僚議員からも質問があったが未整備のまま。災害時には、多くの車が避難場所として集まる重要地区と考えます。安全な避難のための早期舗装はできないかについてでございます。

この件については、いろんな高規格の、波であるとかそういった部分でのお話はもちろんお聞きしてありますが、ただ、実際今生活されておられる錦野の皆さんの一部かもしれません。全員というふうなことではないかもしれませんが、ですが、そういったその心配であったり不便さを感じてであったりする方がおいでますんで、この質問の方を出させてもらいました。

答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは浅野議員の、錦野団地の道路舗装についてご質問にお答え致します。

錦野団地内の町道は、外周から内部にかけて 20 路線、延長は約 4,500 メーターであります。錦野団地は高台の住宅地でもあり、議員ご質問のとおり、車での避難車両が多く上がってくることも予想されます。

町道管理者と致しましては、生活道路として使っていただいている現在の路線の舗装の痛み具合は、亀裂やくぼみ、そして、わだちになっている個所等確認しておりまして、地区からの要望も出されているところです。

しかしながら、舗装修繕につきましては全町的な課題であり、毎年数個所の路線において舗装修繕を行っています。

本年度予算においても、道路維持工事費および地域整備工事費の中で舗装修繕工事を 7 件発注している状況

でございます。

錦野地区内の舗装修繕については、路線も多く、また延長も長いこと、そして、水路には側溝蓋が設置されていません。側溝の改良により側溝蓋を設置すれば道路幅員も広がり、歩行、車の通行においても安全性が確保されると考えております。

しかしながら、そのような改良を計画しますと抜本的に側溝本体から変えることとなり、事業費も増大します。

現在の社総金事業では、舗装修繕のみのパッケージがなく、側溝本体を変えることによって道路幅員が広がる改良事業のパッケージがございます。

よって、交付金事業での計画として取り組んでいきたいと考えておりまして、現状では、高規格道路の周辺整備事業に合わせ事業を進める。

それができる時期として、令和4年度、4年後からの実施と考えているところでございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんと、道とかをやりますと当然工事費なんかも大きいもんになってくるわけですので、なかなかすっとはできることじゃないと思いますけど。

舗装修繕のこの、今年度7件ですか、されるようですので。全部が全部というか、自分もよくあこを通るがですけど、斜面の部分は結構良好な部分があったりして、駆け上がった部分がちょっと痛んだ部分があるというふうなことなんで。この修繕での、自分としては大丈夫かなっていうふうにも思うところが多々あるわけです。こんなこと言ったら錦野の方に怒られるかもしれませんが。

いいところはね、当然修繕する必要は私もないとは思っておりますけど。ただ、先ほど申し上げましたように、避難の折にやっぱりスムーズな避難行動が取れるような。がたがたがたがた、ちょっと不安に思うような道というのはいかがなものかというふうな思いで、今回、質問の方をさせてもらいましたけど。

やっぱり錦野団地の場合はほんと、このバイパス通った関係もあろうかと思えます。もうすぐに上がれますし高台でありますので、避難場所としてはほんと、ここを通る人はどンドンどンドン上がってくると思えます。上がっていてもらわんと危ないですので、そういう場面があっほしくないがですけどあると思えます。

そのためにもですね、先ほど来、町外町外というふうなことを言いますが、やっぱりよそから来られた人は絶対に守る。町内の方も絶対ながですけど、よそから来られた方も絶対に守るというような思いを持っておくべきやと、自分は思ってます。

そういう意味も含めまして、補助金であるとか交付金であるとかですね、利用するのが一番ながですけど、それまでにやっておかなくてはならないというふうなことがありましたら、ぜひ早め早めの対応の方をさせていただきたいと思えます。

それと、今課長の方から令和4年度にその工事の方をやられる部分があるとか、何かなかったですかね。令和4年に。

（まちづくり課長から「から、工事に入っていく」との発言あり）

入るがですね。はい。

というふうなお話も聞きましたんで少しは安心しておりますが、いずれにしてもですね、錦野に限らず町内どこもながですけど、そういった所があれば住民の方の不安を払拭（ふっしょく）するためにも、ぜひとも聞

く耳を持っていただいて早期の対応の方を、何事にもしていただきたいと思います。

今回、3つの質問の方をさせていただきましたけど、住民の方は、困っても何か黙って我慢しておられるところも往々にしてあると思うがですよ。そういったことを少しでも、一つでもなくすような町政の方を願ひしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩します。

休 憩 15時 02分

再 開 15時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、池内弘道君。

12番（池内弘道君）

それでは一般質問を致します。今回は2点について質問致します。

まず1点、担い手育成についての質問に入ります。

現在、黒潮町では農業、漁業においては、新規就農、新規就漁者の支援がだんだんと確立しておりますが、他の事業者、今回の質問におきましては大工さんや左官さん、一般的に職人さんと言われるなりわいの後継者支援策についてお聞きします。

この職人と言われるなりわいの方は、やっぱり一人前になるまで相当の年月がかかる職業であります。その担い手を育成するためには今からの対策が必要ではないかと考えて、この質問をしております。

後継者の支援策についてどのようなお考えか、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは担い手育成についてのカッコ1、黒潮町での職人と言われる方の支援策に関する質問にお答え致します。

質問にもありました、黒潮町での農業における新規就業者、または漁業、林業の関連につきましては、新たに町内で就業される方への各事業に要する補助金が定められております。ご指摘のとおり、同じように後継者不足が懸念されている部門の中で、例えば、建築関係や設備関係等に個別の就業に関する補助金制度は現在ありません。

現時点での取り組みについて申し上げます。人材の募集、育成を中村高等技術学校と連携して進めており、特に平成29年度には、幡多地域建築系人材育成推進協議会を幡多地区6カ市町村および各商工団体、建築関係団体を含む17団体で設立し、各地域における新たな人材の掘り起こしから、育成、就職までの個別取り組みについて、加速させているところでございます。

このような取り組みを進めておりますが、平成30年度の中村高等技術学校への入校生は、建築部門で定員10人に対して5名、左官、タイルにつきましては定員10人に対して0人と、厳しい状況となっておりましたが、平成31年度は木造建築3名、左官、タイルについては5名の入校状況となっております。

この取り組みが全てだとは考えておりません。特に建築関係は一般的に、一人になるまで、一人前になるまで10年、左官は8年といわれており、非常に経験年数が重要な職種であると認識しております。また、近年は価値観や生活スタイルの変化とともに古来の建築ニーズが少なくなったとはいえ、卓越した伝統的な技術は今後も残すべきものと考えております。全国的にも建築、設備関係等の就業補助金制度は少なく、町としても、現状においては具体的なスキーム構築に至っておりませんが、喫緊の課題でありますので、職人の方の事業承継、後継者育成等の課題、支援策に向けて、今後検討を進めていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

池内君。

12番（池内弘道君）

町としても検討をしていきたいという答弁でございましたが。

現状、黒潮町内の事業者さん、大工さんとか左官さんにですね、そのような実態調査とかそういう話し合いをする場等は設けてないがでしょうか。商工会等の会合とかで、実際大工さんやられよう、左官さんやられる方から、そういう次世代へ後継者等の問題について、実際話を聞かれたことがあるかどうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、この関連する業種の方々について、数名であります。私の方で電話にてお話をさせていただきました。特に大工さんとも、町内では先ほど言いましたように、いわゆる建築スタイルが変わって従来の木造建築からハウスメーカーによる建築が多く、そして、左官さんなんかはタイルを使うところがなかなか少なくなっているところがあります。ただ、少なくなった左官さんでは、少ないがゆえに仕事が舞い込んでおるような話も聞きました。

弟子を持ちながら仕事するという事は、通年を通して安定的に仕事を持たざるを得ないのでなかなか、大工さん、あるいは左官さんとしては、自分だったらなかなかそういう弟子を取るということは厳しいという話を、その上の方に聞いたことがございます。

今後、町ができること、何なのかをもう少しヒアリングさせていただいて、真剣に検討させていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

池内君。

12番（池内弘道君）

今課長から答弁ありました、弟子を取るということはなかなか、今の現状では難しいという答弁でしたが。

これまで黒潮町がやっている農業、漁業の研修生制度等がございます。こういう研修生制度を進めていますのでその事業、ええ事業です。そういう事業にのっとったというか、大工、左官さん等についてもその研修事業を当てはめるような考えはあるかどうか。

お答え願います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

漁業の方では、いわゆる実際に沖行って、実際船乗って、修練を通してその漁業技術を学ぶという制度で、

研修生に対する補助制度、そして親方に対する補助金、指導料という恰好では出ております。

そういう形でできるどうか分かりませんが、一定のそういう組織もございますので、そこ十分協議させていただいて、どのような体制ができるのか、関係者と協議する中で検討させていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

分かりました。今からの施策ということで、関係者と検討していくということですが。

また、ハウスの方の関係になりますけども、農業に対してはそのハウス整備事業のように、ハウスの修繕、また、新築等に補助金が出ています。大工さんも工場を構えないかん。左官さんなんかも機械を構えないかん。板金鋼さんであれば、大きな成型の機械なんかも買っていないかんような形になっています。

ハウス整備事業のような、そういう工場の修繕、新築、また大型機械等の買い替え等にかかわる補助金の施策について考えていかなければならないと思っておりますが、その点についてはどういうふうを考えておりますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

一般にですね、受けられる助成制度として県にそういう助成制度がありまして、商工会を通じてそちらの県の方に申請をしていただくということになります。本年度からは、議会にお認めいただいて予算を少し確保させていただいて、県の助成制度に該当する事由であるんだけど、県の総額予算の関係でこぼれるケース、こういったことがあります。そういった案件をできるだけ町へ、再度、お申し込みを町の方にさせていただいて、いわゆるネットを掛けて拾い上げる仕組みを今回、3 月議会で予算をお認めいただいて、新たに創設したところ。ぜひ、そちらの方をご利用いただいて、積極的に設備投資、あるいは維持修繕にご活用いただきたいと思います。

ただしですね、上限額の方が割と少額、50 万円程度でございますので、先ほど指摘いただきました、例えば大型の機械を買うとか、あるいは大規模に、例えば施設改修を行うというときは、少し個別に役場の方にご相談をいただければと思います。直ちに対応できる事業があるかどうかは分かりませんが、県の方へ問い合わせたり。あるいは、時間がかかるかも分からないけれどもあるいは国とも補助金制度に乗っけるものがあれば、積極的にこちらの方で探させていただいて、ご提案をさせていただきますので。

とにかく何かの大きな設備投資をしようというときには、商工会、もしくは役場の方へご一報いただければと思います。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

どうしても農業関係と一般の業者さんと、今の補助事業に対して不公平感、不公平感言うたらいいませんが、差があり過ぎるというような形を持たれます。農業も農業で一生懸命やっておりますので、ぜひ、他のなりわいを持った職業さんに対しても、同じような補助事業、なかなか大変とは思いますが、そういう面で今後検討させていただいて、前に進めていってもらいながら。やっぱり黒潮町、農業だけでは成り立ちません。漁業だけ

でも成り立っていきませんので、黒潮町におる皆さんが、そこにある産業が活発にならな進んでいかないと
思いますので、ぜひとも、全ての人が満たされるような施策をこれからお願いしたいと思います。

最初の質問ですので、また今後質問していきたいと思しますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思いま
す。

続いて、2番の地域整備事業について質問致します。

毎年、各地域の多くの要望がある整備個所について十分に対応できているか、ということについてお伺いし
ますが。

この地域整備事業につきましては、各地区の区長さんが地域の要望をまとめて、町の方に、今回こういうよ
うな整備をしてくれと要望が出てきていると思います。実際、その後で自分たちも地域を回る中で、あこの工
事はどんなになつちよらにゃあ、まだできんろかにゃあ、いう話をよく聞きますが、自分たちは予算を決める
方の立場でございます。

内容につきましては、行政の方で要望個所を整備してくれていると思いますが、要望にかかわる整備につい
て十分に、今、対応ができているかどうかを聞きたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは池内議員の一般質問の、地域整備事業につきましてのご質問につきましてお答えを致します。

議員がご質問されます地域整備事業につきましては、毎年度各地域から要望書を提出していただき、対応で
きるか否かの検討を行い、対応できる事業の中で優先順位の高いものから順次事業化を図っているところ
ですが、地域からの要望の一部しか実施することができておらず、かなりの数の要望につきましては未着手の状
態にあると把握をしております。

また、地域からの要望は、町道などの町管理の施設だけではなく、国道や県道などの国の管理施設や、県管
理施設などにも及ぶため、国や高知県に申し入れを行い、早期の着工や改修などの対応をお願いするなどの要
望活動も行いながら、地域の要望に応えることができるよう対応をしております。

町単独予算で行う地域整備事業につきましては、ここ数年3,000万円程度の予算規模となっておりますが、
各地域から提出される要望個所数は、平成30年度の手元の計算にはなりますが、合計で536件程度の要望が
あり、予算規模から実施できた事業数は、補助事業等も含めまして99件程度と少なく、数多くの要望個所が
積み残しの状況となっております。

町としましては、地域整備事業の要望の中で、補助対象となる事業や起債事業、緊急性が高い事業などに
つきましては個別に予算化を行い、優先的に事業化を行うなどの対応をしておりますが、地域から見ると、満足
できる状況であるとは言えないと思っております。

このような状況であるため、地域整備事業とは別の事業とはなりますが、地域に可能な限りの支援を行うこ
ととして、集落整備事業で集会所を増改築する場合などの地域の負担率を20パーセントから10パーセントへ、
また、農道などの補修の際の受益者負担につきましても、従来の25パーセントから10パーセントに引き下げ
を行うなど、地域のコミュニティーの醸成や環境整備のための支援の充実も図っているところでございま
す。

しかしながら、今後はなお一層の少子高齢化の影響による地域コミュニティーの低下などにより、地域が疲
弊し、地域の維持や管理が難しくなると想定されます。地域整備事業として要望があった事業につきましては、
基本的には補助事業や起債事業として事業化することが好ましいところではあります。該当とならない事業
につきましては地域の維持や管理、活性化のため、町単独予算として執行される地域整備事業で行う必要があ

ります。このため、地域整備事業の予算の増額など、地域の維持や活性化のため本格的な検討が必要であると
考えており、次年度以降の予算協議の中などで検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

予算を増やす方向で予算協議をしていただけるという答弁がございました。

その中で、どのくらいの予算規模を来年度考えているのか。現在、3,000 万円程度の地域整備事業とい
うことなげですけども、予算を協議をしていく中でどの程度の予算の規模を想定して相談していくのか。

答弁ができればお願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

今後、8 月以降からサマーレビューや地域創生の事業計画等の関係もありまして、その中でも協議をされ
るというふうに理解をしております。

予算規模については、そのような協議の中でだんだんだんだん固まってきてということになると思
います。

また、要望の中で、補助事業とかに充てられるものはそちらの方に充てることとなりますので、予算規模
の増額の割合等につきましては、今後、今から協議がされて固まってくるとご理解をいただきたいと思
います。

以上です。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

分かりました。はっきりとした予算はこれからということですが、増額はしてくれるという形で承
りたいと思います。

そこでですが、もし来年度予算を決めた中で、もしこの町単事業が足りないとなった場合に、補正も組ん
でもやっぱり地域整備事業に取り組んでいくのか。もしくは、先ほど言われました来年度の当初予算で組まれた
金額の中で対応していくのか。先ほど言いました 30 年度には地域要望が 536 件出てきた中の 99 件分しか対応
ができてないということですので、3,000 万では到底足りない予算になってます。

その中で、予算協議をした中でこのぐらいの当初予算になりましたと。その中で、また足りない分は補正で
も組んでいけるという検討をするのか。そのあたりはまた、次年度の次年度に超えていくのか。

そのあたりの協議はどうかされるか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどの 30 年度の実施事業数として 99 件という答弁をさせていただきましたが、地域整備事業で実施し
ているのが 99 件の中で 37 件で、そのほかの事業として実施できたのが 62 件という集計になっております。平

成 28 年度から集計をしておりますが、大体同じような感じで推移をしております。37 件は約 2,900 万ほど執行をしておるような状況です。

で、31 年度以降について予算の増額を行い、それでも足りなかった場合、補正等を打つ予定かというご質問だったと思いますが。それは端的に申し上げて、ケース・バイ・ケースであるというふうにはしかお答えができないと思います。緊急性が高い場合はほかの事業で充てたり、単独で予算を取ったりして対応をしておりますので、そのあたり緊急性等を加味しまして、ケース・バイ・ケースで検討がされるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

池内君。

12 番（池内弘道君）

分かりました。来年度の予算編成に期待をしていきたいと思ひます。

ぜひとも、これは本当に地域がまとまった要望ですので、執行部の方々、本当に地域の代表の区長さんが地域のことを取りまとめて出してくる要望ですので、ぜひともできる限りの対応をしていただきたいと思ひます。

また、今回は 6 月議会ですので、また 12 月頃にその方向性についてまた聞きたいと思ひますので、今回はこれにて質問の方を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15 時 41 分